豊 能 町 総 合 計 画 （ 第 ４ 次 ）

(案)

平成 22 年 8 月

豊　能　町

【目　次】

第１部　序　論 1

第１章　総合計画策定の趣旨 2
第１節　総合計画策定の背景 2
第２節　総合計画の位置づけ 3
第３節　総合計画の構成と計画期間 3

第２章　まちづくりの背景 5
第１節　豊能町の概況 5
第２節　社会の潮流 7
第３節　数値でみる豊能町 9
第４節　豊能町のまちづくり課題 13

第２部　基本構想 19

第１章　豊能町の将来像 20
第１節　基本理念 20
第２節　まちの将来像 21
第３節　まちづくりのフレーム 23

第２章　まちづくりの基本目標と方向性 26
第１節　住民と行政との信頼・協働によるまちづくり 26
第２節　地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり 26
第３節　豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり 27
第４節　元気で暮らせる支え合いのまちづくり 27
第５節　活力のあるまちづくり 28
第６節　安全・安心のまちづくり 28

第３部　基本計画 29

第１章　住民と行政との信頼・協働によるまちづくり 30
第１節　まちづくりへ参画できる仕組みの充実 30
１　広報広聴・情報公開の充実 32
２　住民参画・協働の仕組みづくり 33
３　コミュニティ活動・交流活動の活性化 34
４　エリアマネジメントの推進 36
第２節　安定的な行財政運営の推進 37
１　行政運営の推進 39
２　持続可能な財政運営 41
３　組織の活性化と職員の育成 42
４　広域行政の推進 43

第２章　地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり 45
第１節　安心して働ける子育て支援の充実 45
１　子育て支援環境の充実 47
２　子育て支援サービスの充実 48
第２節　子どもの確かな力を育む教育の充実 49
１　幼児教育の推進 51
２　学校教育の充実 53
３　信頼される学校づくり 55
４　青少年の健全育成 56
第３節　地域で学ぶ生涯学習環境の充実 57
１　生涯学習の推進 59
２　文化・芸術の振興 60
３　生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 61
第４節　人権尊重のまちづくりの推進 62
１　人権尊重意識の高揚 64
２　男女共同参画社会の形成 65

第３章　豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり 66
第１節　豊かな環境の保全 66
１　資源循環型社会の構築 68
２　地球温暖化対策等に関する取り組み 70

第２節　良好な景観の保全 71
１　水と緑の環境保全 73

第４章　元気で暮らせる支え合いのまちづくり 75
第１節　生涯健康づくりの推進 75
１　健康づくり等の充実 77
２　医療体制の整備 79
第２節　安心できる福祉の充実 80
１　高齢者福祉の充実 82
２　障害者（児）福祉の充実 84
第３節　地域で支え合う温もりのある福祉社会づくり 86
１　地域福祉の推進 88

第５章　活力のあるまちづくり 90
第１節　環境を活かした農林業の振興 90
１　農業の振興 92
２　林業の振興 94
第２節　にぎわいを呼ぶ産業の振興 95
１　商工業・観光交流の振興 96
２　特産品の開発・販売 98

第６章　安全・安心のまちづくり 99
第１節　安全安心な暮らしの確保 99
１　災害対策の推進 101
２　危機対策の推進（伝染病、国民保護等） 103
３　防犯・交通安全対策の推進 104
第２節　暮らしを支える都市基盤の維持・整備 106
１　住み続けたくなる住環境の整備 108
２　道路の整備改良・維持 110
３　交通アクセスの改善 112
４　上・下水道の維持・整備 113
５　情報通信基盤の整備 114

お わ り に 115

第１部　序　論

第１章　総合計画策定の趣旨

第１節　総合計画策定の背景

本町は、平成 12 年度に「住みたいまちナンバーワン」を将来像とした豊能町総合計画（第３次）を策定し、教育・文化環境の充実をはじめ、健康づくりの推進や保健福祉の充実、居住環境の整備など、住民の誰もが「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思うまちづくりを進めてきました。

しかし、現状に目を向けると、少子高齢化や総人口の減少、高度情報化の進展、地域の安心・安全や環境保全の意識の高まりなどに伴い、住民ニーズは多様化しています。そして、住民ニーズのすべてに行政が主体となって対応してきた従来の手法だけでは、財政的にも人員的にも限界にきており、住民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。

また、地方自治をとりまく環境は大きく様変わりしており、これまでの大量生産、大量消費といった右肩上がりの成長を前提とした社会経済システムは転換を求められるとともに、国や地方自治体では長期債務残高の増加により、厳しい財政状況が続いています。このため、地方自治体においては、これまで行われてきた公共サービスの維持・継続が危ぶまれており、行財政運営の健全性を保ちつつ、時代の変化に応じたまちづくりが求められています。

このような厳しい状況のなか、創意工夫による責任あるまちづくりを進めるためには、従来の右肩上がりの時代とは異なる新たな視点による総合計画の策定が急務となっています。一方、懸案事項であった新名神高速道路箕面インターチェンジについても今後整備が進められることから、これらの効果をまちの活力につなげていくことも求められています。本町では、このような現状や課題を行政ばかりでなく、住民との協働により解決し、これからも安心して暮らせるまちであり続けるために、10 年後の豊能町のあるべき姿（将来像）を考え、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針として、第４次豊能町総合計画を策定します。

第２節　総合計画の位置づけ

地方自治法第２条第４項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とされており、本計画はこれに基づき策定するものです。

本計画は、まちの望ましい将来像とその実現のための基本方向や施策を明らかにするものであり、これからのまちづくりの基本指針となります。町は、本計画に基づき、これからの施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。そのため、本計画はまちの最上位計画に位置づけられ、行財政運営を合理的に進め、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための尊重すべき指針となります。

第３節　総合計画の構成と計画期間

１　総合計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」及び、別に定める「実施計画」から構成されています。

基本構想は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）を計画期間として、本町の将来像を設定し、これを達成するための施策の大綱を示すものです。

基本計画は、基本構想に掲げた将来像及び分野別のまちづくり目標の実現を図るために、個々の施策を体系的・具体的に明らかにするもので、個別の計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。

■　計画の構成

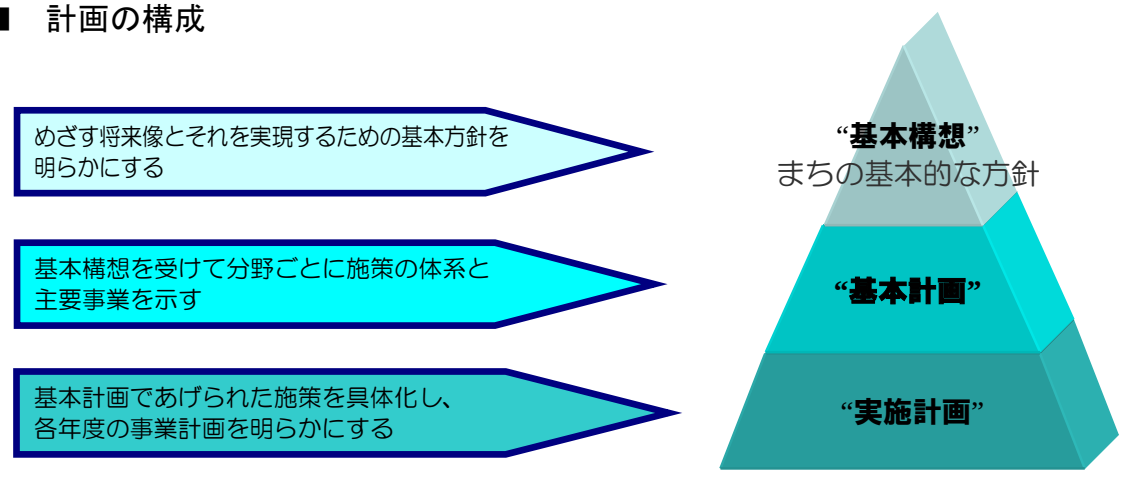

２　総合計画の期間

本計画の目標年次は、「基本構想」については 10 年後の平成 32 年度とします。「基本計画」については、社会情勢の変化などを勘案し、中間年度である平成 27 年度において必要に応じ見直しを図ります。

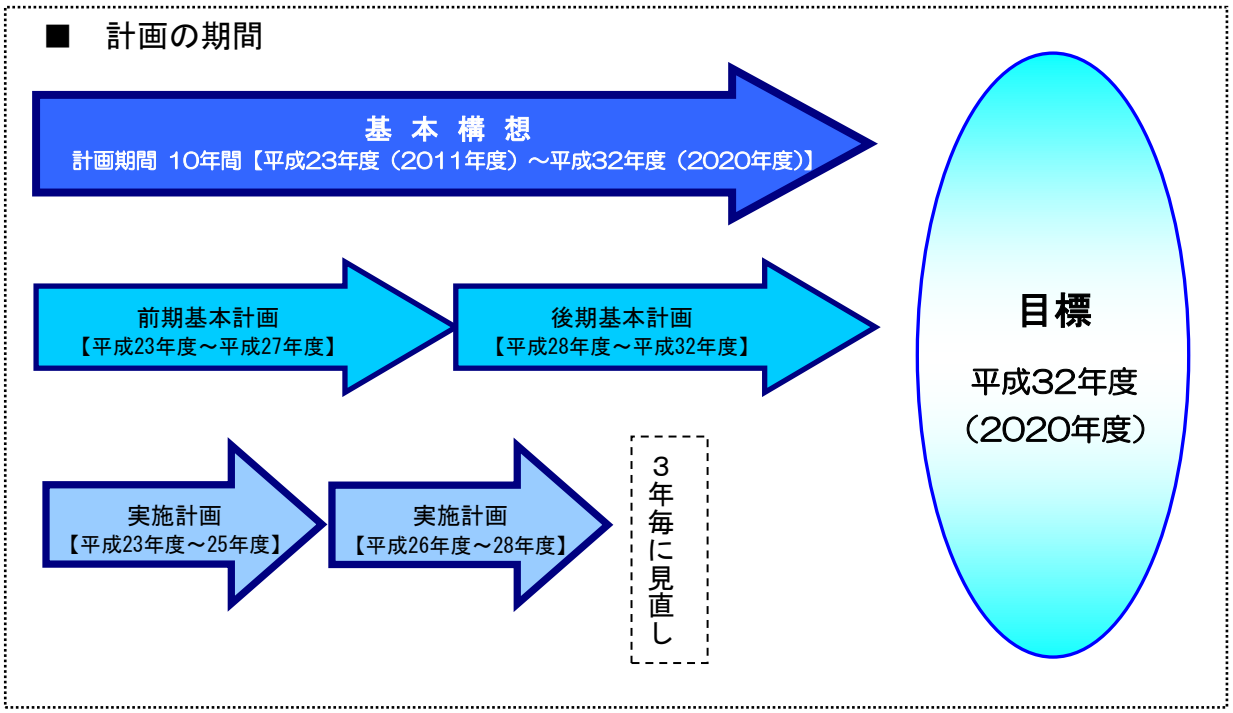

第２章　まちづくりの背景

第１節　豊能町の概況

本町は、大阪府の北部、北大阪地域に属し、大阪都心部よりおよそ 30㎞の距離に位置しています。東は茨木市、西は兵庫県川西市、南は箕面市、北は能勢町及び京都府亀岡市に接しています。

また、本町は、北摂山地に位置し、標高 500ｍから 600ｍほどの山地が連なり、中央は猪名川の支流余野川による浸食小盆地が広がっています。本町はその大半が猪名川水系に属しており、町域は、河川の流域別に余野川流域の東部地域、箕面川流域の南部地域、初谷川流域の西部地域の３つの地域に分かれています。

町域の約７割が山林に占められており、東部地域は、盆地上に広がる農地とその間に点在する集落や開発により形成された市街地、そしてこれらを取り巻く山地によって構成されています。南部地域は小規模な盆地と集落、これらを取り巻く山地によって構成されています。西部地域は吉川集落と谷間の農地のほか、大規模開発による市街地によって構成され、農村環境と都市環境が共存する地域となっています。東部地域と西部地域の境目には妙見山に連なる自然が広がっており、相互の連絡は他市を経由しなければならない側面を有しています。

交通アクセスをみると、鉄道は、町の西部を能勢電鉄妙見線が走り、妙見口駅、ときわ台駅、光風台駅の３駅が設置されています。主要幹線道路として、町の東部を縦貫する国道 423 号、町の西部を縦貫する 477 号があり、北は京都府亀岡市、南丹市、南は兵庫県川西市、大阪府池田市方面と連絡しています。平成 19 年５月には国道 423 号バイパスとして「箕面有料道路（箕面グリーンロード)」が開通し、大阪都心へのアクセスも容易となっています。さらに、箕面森町が誕生し止々呂美東西線の開通に伴い、東部地域と西部地域との往来が格段に向上しました。また、今後、本町隣接地で計画されている新名神高速道路箕面インターチェンジの整備も進められることから、一層、町内の交流が盛んになるとともに、交通の利便性に優れた地域となることが予想されます。

綾部市
福知山市
京丹波町
南丹市
丹波市
篠山市
30km
20km
10km
亀岡市
京都市
能勢町
豊能町
三田市
猪名川町
向日市
長岡京市
大山崎町
島本町
久御山町
宇治市
三木市
川西市
箕面市
茨木市
高槻市
八幡市
城陽市
宇治田原町
池田市
宝塚市
枚方市
京田辺市
井手町
伊丹市
豊中市
吹田市
交野市
精華町
木津川市
芦屋市
西宮市
守口市
寝屋川市
神戸市
尼崎市
門真市
四条畷市
大東市
大阪市
東大阪市
八尾市
松原市
藤井寺市
柏原市
堺市
羽曳野市
京都府
豊能町
滋賀県
兵庫県
大阪府
三重県
奈良県
和歌山県

第２節　社会の潮流

１　少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

現在、日本の少子高齢化は世界に例を見ない速度で進行しており、平成 17 年には、総人口が初めて「自然減」に転じ、予想を上回る速さで人口減少社会を迎えています。また、合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 まで低下しており、出生率の低下に加え、まもなく団塊の世代が高齢期を迎えることから、人口に占める高齢者の比率は急激に高まることが予想されます。

こうした社会の変化は、年金や医療、高齢者介護や健康づくり、子育て支援、生活環境、行財政運営など様々な分野に影響を与えることとなるため、本格的な少子高齢化、人口減少社会に対応したシステムづくりが急務となっています。

２　ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴う価値観の多様化や長寿による余暇時間の増加などにより、テレワークなどの働き方の多様化や、便利な暮らしを求めた都市での生活から、地方や農山村への生活を選択する住まいの多様化の動きがみられます。さらに余暇を活用した様々な学習活動など、多様なライフスタイルの選択が可能となってきています。このような個人の志向に応じて多様な住まい方、働き方などが選択される多選択社会への流れに対応するとともに、都市から地方圏への居住など都市から地方へと流れる人の動きを地域の活性化につなげていく必要があります。

３　安全・安心への意識の高まり

近年、地震や洪水など自然災害の発生や食の安全にかかわる問題、子どもや高齢者を狙った犯罪、悪質商法などの消費生活に関する問題が多々生じており、様々な分野において安全・安心に対する関心が高まっています。その流れを受けて、全国的に、防犯や災害時の救援活動に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が注目されています。しかし、地域コミュニティについては、人々の価値観やライフスタイルの多様化を受け希薄化が進んでおり、これまでの地縁を中心とした地域コミュニティのあり方が一方では問われています。

４　地方分権、行財政改革など自立した地域への変革

国の三位一体改革により、地方交付税や補助金、交付金などが削減されるなか、地方自治体の財政運営は厳しいものとなっています。また、地方自治体の行政については、これまで全国画一的で中央集権的な仕組みで進められてきましたが、「国から地方へ」の流れのなか、今後ますます「自己決定・自己責任」による地方分権型へと転換が図られます。そのため、行政が住民と一体となり、これまでにも増して、自らの権限と責任のもと、健全な行財政運営を行いつつ主体性と独自性を発揮し、地域の実情や住民ニーズを踏まえたまちづくりを行っていくことが求められます。

５　循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式により、地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨問題など、地球規模での環境問題が顕在化し、問題の重要性が共通の認識となっています。そのなかで、人間の日常生活から生じる廃棄物なども、地球環境問題に大きく関連しており、身近な問題として大きく取り上げられています。そのため、住民一人ひとりが意識改革を図り、地球環境に配慮した持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

６　高度情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発達と、携帯電話やインターネットなどの情報通信機器の多様化、普及により、容易に時間や場所をこえて情報の受発信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、自宅にいながら買い物や在宅勤務、多様な情報の入手などが可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。今後も、情報通信技術については、コンピュータ犯罪や個人情報流出の防止、情報セキュリティ対策などの諸問題へ対応しつつ社会の様々な分野での活用が期待されます。

７　行政の広域化

モータリゼーションの進展や公共交通機関の整備、さらには情報通信技術の飛躍的な発達があいまって、地理的、時間的な制約をこえて、人々の生活圏は拡大しています。そのため、従来の地域間や行政境界にとらわれることなく「人やモノ」の交流が進み、既存の組織や活動の枠をこえた多様なネットワークが形成され、変化に富んだ日常生活が享受できる状況が生じています。このように、日常生活や経済活動の広域化に伴い、広域的な視点から行政を進めていくことはますます重要となります。

第３節　数値でみる豊能町

１　人口の推移

本町の人口推移をみると、平成７年を境に減少に転じており、平成 20 年の総人口は 23,929 人と平成 7 年以降一貫して人口の減少が続いています。特に、年齢３区分別人口構成比の推移をみると、平成 20 年では年少人口の構成比が 10.1％と昭和 60 年より 18.2 ポイント減少し、少子化が急激に進んでいます。一方、高齢者人口の構成比は平成 20 年では 23.6％と昭和 60 年より 14.8 ポイント増加し、すでに５人に１人は高齢者となっています。

今後も団塊の世代が高齢者となっていくことから、これまで以上にまちの高齢化が進むものと予測されます。

■　総人口の推移

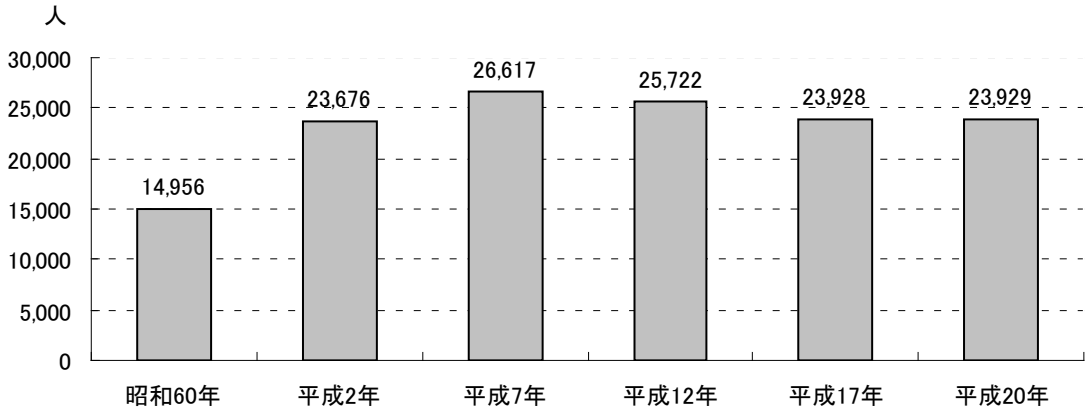

資料：国勢調査及び住民基本台帳登録人口（平成 20 年 9 月末）

■　年齢３区分別人口構成比の推移

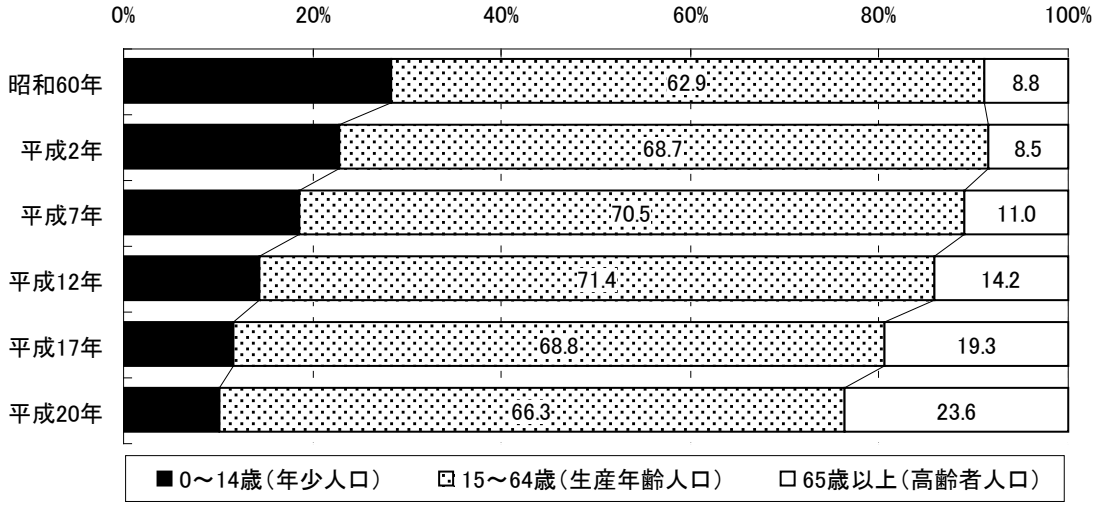

資料：国勢調査及び住民基本台帳登録人口（平成 20 年 9 月末）
※年齢不詳を含む総人口をもとに構成比を算出しているため、合計が 100.0%にならないことがあります。

２　世帯数の推移

世帯数については、総人口と異なり、増加の一途をたどっています。平成 20 年の世帯数は 8,777 世帯と、総人口がピークとなった平成７年より 1,305 世帯、17.5%増加しています。

一方、世帯あたりの人数は、平成２年の 3.75 人をピークに減少し続けており、平成 20 年では 2.73 人となっています。これは核家族化の進行が進んでいることが大きな要因ですが、高齢化に伴う高齢者世帯の増加や少子化も要因としてあげられます。

■　世帯数及び世帯あたり人数の推移

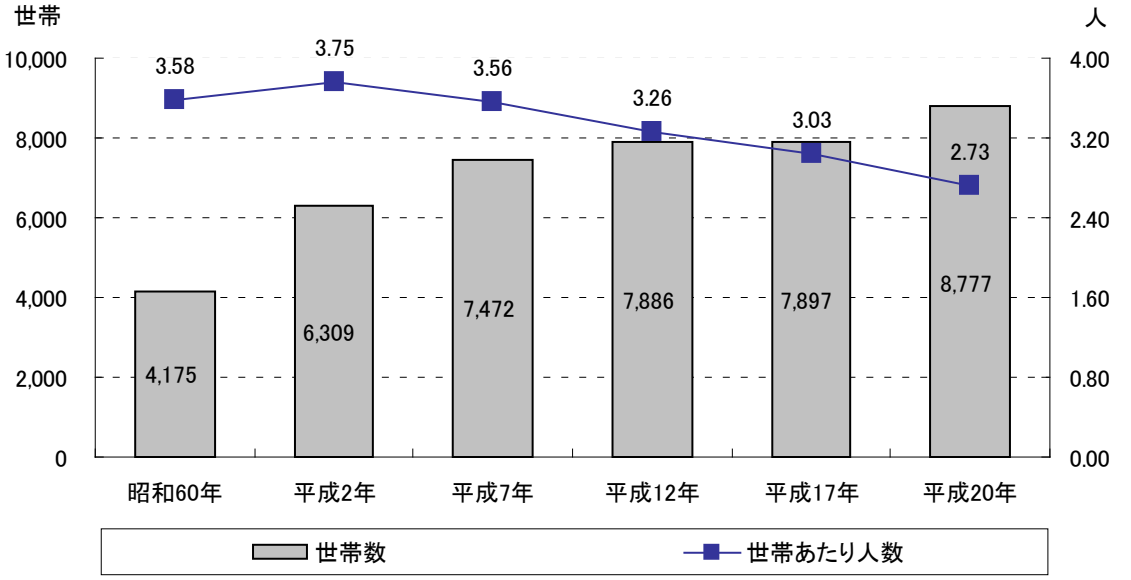

資料：国勢調査及び住民基本台帳登録人口（平成 20 年 9 月末）

３　産業別就業人口の推移

産業別就業人口の推移をみると、平成７年をピークに減少に転じています。しかし、第１次産業については、平成 17 年が 226 人と増加に転じています。産業別就業人口構成比の推移をみると、第２次産業は減少する反面、第１次産業、第３次産業は増加傾向となっています。平成 17 年を大阪府平均と比較すると、第１次産業、第３次産業については大阪府平均より高くなっています。

■　産業別就業人口の推移

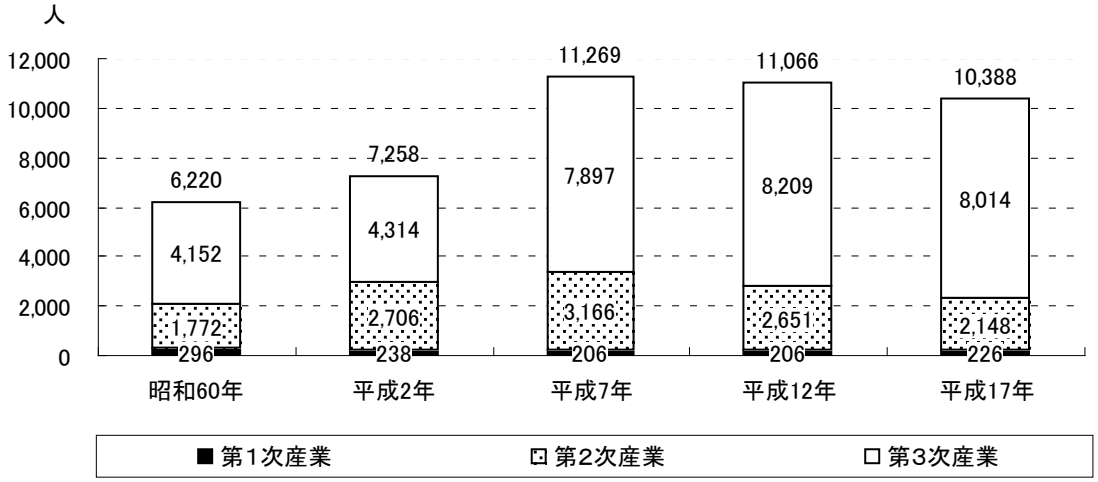

資料：国勢調査

■　産業別就業人口構成比の推移【大阪府、国との比較】

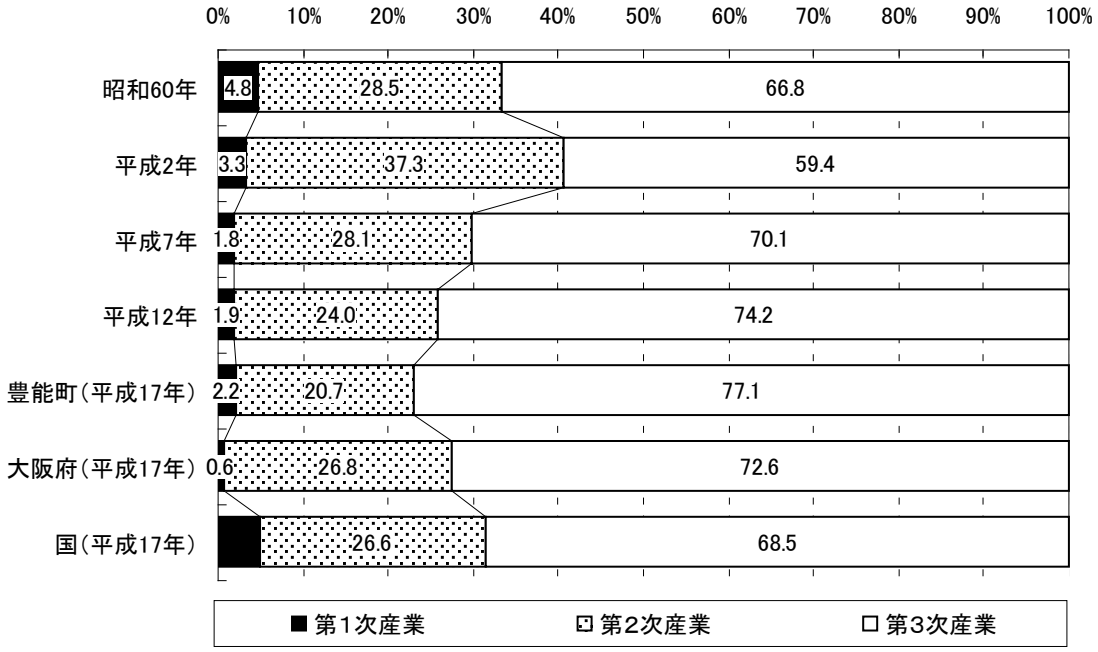

資料：国勢調査

４　財政状況

近年の財政状況をみると、「歳入総額」「歳出総額」については、平成 18 年度を境に減少に転じています。本町の財政については人口減少や税制改革、経済環境などの変化をうけ減収が続いており、毎年度、これまでの基金を取り崩し歳入額に補填しているのが現状となっています。また、その「基金残高」についても現状の住民サービスを続けると底をつく見込みであり、今後大幅な歳入不足の発生が見込まれます。そのため、財政再建は緊急の課題となっています。

単位：百万円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入総額 A	7,553	7,613	7,637	7,795	7,967	6,441	6,250
歳出総額 B	6,854	6,870	7,334	7,402	7,741	6,196	6,017
形式収支（A－B）C	699	743	303	393	226	245	233
翌年度繰越財源 D	523	532	56	305	75	67	34
実質収支（C－D）E	176	211	247	88	151	178	199
基金残高	3,177	2,983	2,616	2,411	1,440	1,397	1,331
実質基金取り崩し額	593	194	367	205	971	43	66

資料：豊能町財政推計資料

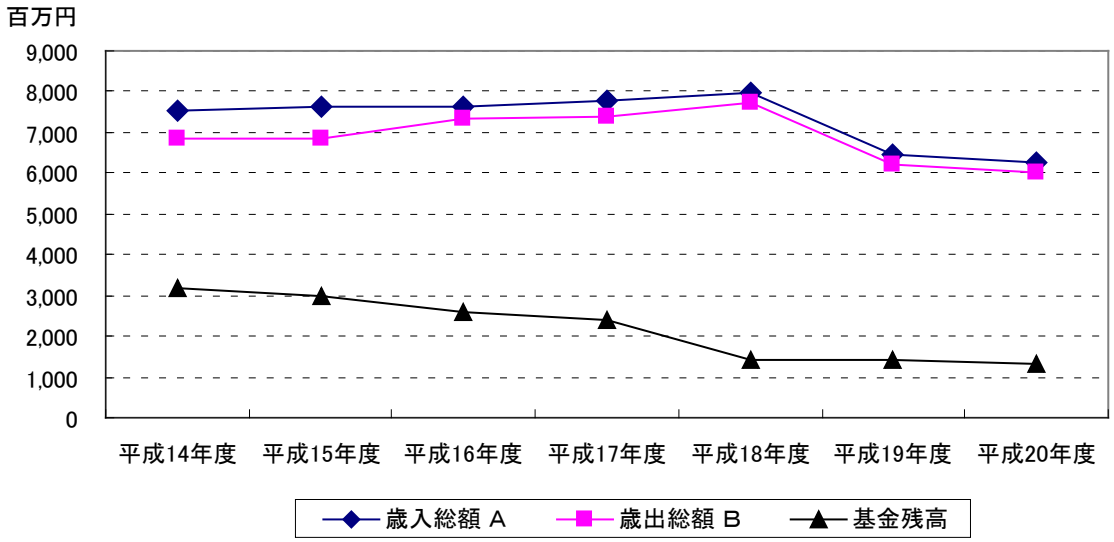

第４節　豊能町のまちづくり課題

１　少子高齢化への対応

本町の人口構造をみると、少子高齢化が進行しています。特に今後、大規模宅地開発地の住民が高齢期を迎えることから、急激に高齢化が進むものと予想されます。

このような状況に対応するためには、保健・医療・福祉の連携を強化し、子どもから高齢者まで健康に安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要となります。「住民意識調査」においても、健康づくりや医療体制、高齢者福祉における施策の充実を求める声が多くなっています。また、家族形態の変容が進み、家庭の保育力、教育力、介護力が低下しつつあり、これらを地域による支え合い・助け合いによって補うことも重要であり、少子高齢社会に対応した福祉施策や支援基盤の構築、地域における福祉活動の充実などを図ることが課題となっています。

２　人口減少社会への対応

平成 17 年に日本の総人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会へと進むなか、本町においてもすでに総人口の減少が続いています。

この傾向に歯止めをかけるためには、これまでの定住者を確保する観点に加え、多様なライフスタイルを求める都市住民やU・J・Iターン※者などにねらいを定めた、新たな定住促進を図ることも重要となります。計画的な宅地整備や空き家などの住宅情報の積極的な発信、また、農林業などの地場産業を活用した体験型観光や地域資源の発掘と地域の受け入れ体制の整備、さらには、保健・医療・福祉施策、子育て支援策など、定住促進に向け町内外の居住者から選ばれるまちづくりを進めていくことが課題となっています。

また、人口減少は地域の活力の低下にもつながるため、まちの活力を創造する人づくりも重要な課題となります。一方、社会を支える生産年齢人口が減少することにより、本町の基礎的税収に影響が及ぶことも考えられ、財政基盤を整えていくことも緊急の課題となっています。

※U・J・Iターン：Uターンとは、都会に出た後、出身地に戻ること。Jターンとは、都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。Iターンとは、出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

３　行財政運営の健全化

地方分権の進展により「自己決定・自己責任」の原則が求められる一方で、国、地方を通じて財政は危機的状況にあることから、これまでのように国からの財政支援が期待できない状況にあります。本町においても、危機的な財政状況を改善するため、行財政改革への取り組みを進めていますが、国からの財政支援が削減されていくなか、深刻さをましています。

そのなかで、住民ニーズやまちづくり課題への対応を図ることが求められています。「住民意識調査」においても「行財政運営の健全化」については施策の充実を求める声が多くなっており、今後ますます効率的な行政運営や財政的自立などを志向し、事業の整理・合理化や職員数の適正化など行財政運営の健全化を進めていくことが課題となっています。

４　自然景観・田園風景の保全

本町の最大の魅力は、山々や田園から形成される自然景観・田園風景であり、住民にとって、また訪れる人にとっても、かけがえのない財産となっています。しかし、ゴミの不法投棄をはじめ、地球温暖化や酸性雨など、すべての生き物の生命活動に深刻な影響を与える環境汚染問題が身近に迫ってきており、行政をはじめ、企業や各家庭における環境問題への取り組みは緊急な課題となっています。

「住民意識調査」においても「緑地や田園風景を大切にしたみどり豊かな自然を活かしたまち」を希望する声が多くなっています。まちを彩る美しい自然景観・田園風景を保全していくためにも、住民一人ひとりが環境や景観保全に強い関心をもち、家庭や地域、職場などにおいて、リサイクルやごみの減量化、資源の節減など環境に必要以上に負荷を与えないための努力と工夫を行うとともに、環境や景観保全に向けた活動への住民参画をさらに促していくことが課題となっています。

５　既存ストックの見直し・維持・整備

本町には、教育関係や保健福祉関係などの公共施設をはじめ、これまでのまちづくりのなかで整備されてきた公共交通基盤など、多くの既存ストックがあります。財政状況が危機的な状況のなか、これら既存ストックの効率的・効果的な利活用により、住民サービスを向上させていくことは重要なこととなります。しかし、公共施設の中には、老朽化が著しく、大規模改修や建て替えを必要とする施設も多くあり、見直しを含めたあり方の検討が必要となっています。

また、既存の公共交通についても、広域圏につながる主要幹線道路や町内の生活圏道路網の維持・整備を推進することが課題となっています。さらに、町内の主要な公共交通機関である路線バスや鉄道についても利用者数の減少などがみられ、不採算路線における効率的かつ持続可能な公共交通のあり方を検討する必要が生じています。「住民意識調査」においても「公共交通の整備」については施策の充実を求める声が多くなっており、既存ストックを十分に活用し、住民サービスの向上を図る観点からも、既存ストックの見直し・維持・整備をしていくことが課題となっています。

６　次代を担う「人財」の育成

人口減少によるまちの活力低下が懸念されるなか、本町においても、地域づくりや生涯学習、伝統文化の伝承など、社会的に必要とされる分野での人材の発掘と育成が重要となっています。

学校教育などについては、少子化への対応や学力の向上、いじめ・不登校などへの対応、家庭の教育力の向上、子どもの安全対策など様々な課題があり、既存の取り組みを活かしつつ、学校・家庭・地域などが連携を図り、社会全体の協働体制により、総合的に取り組む必要があります。

一方、今後、団塊の世代が高齢期を迎えることとあわせ、住民の生きがいづくりとして、生涯学習や生涯スポーツは重要なものとなります。また、生涯学習などによって身に着けた知識や経験、技術は、子どもたちへの育成や地域活動の活発化にも活用できるため、多様な住民ニーズに対応できる環境づくりを進めていくことが課題となっています。

７　まちの元気づくり

本町は、大都市近郊のベッドタウンとして大規模な宅地開発のもと発展してきました。そのため、就業者の多くは、大阪都心部や豊中市、池田市、兵庫県川西市などへ通勤しています。本町の地域産業としては古くからの農林業が主となっていますが、少子高齢化に伴い、担い手不足が深刻化しています。しかし、農林業は国土を保全し、景観形成や減災の役割をも担うため、農林業など生産基盤の整備や従事者の育成・確保、地場産品の付加価値化や主産地形成などの農林業の振興を図ることも必要となっています。

また、「住民意識調査」においても「買い物などがしやすい、便利な生活空間があるまち」を希望する声が多くなっています。箕面有料道路（箕面グリーンロード）の開通や新名神高速道路箕面インターチェンジの完成にあわせ、まちの活力向上に向けた周辺地域の有効活用を図っていくことが課題となります。

一方、本町には妙見山に連なる自然をはじめ、全国的にも稀な多尊石仏や、中世の城郭跡、キリシタン大名高山右近の生誕地などの歴史・文化資源があります。また、高山真菜や高山ごぼうなどの「なにわの伝統野菜」など、地域資源が数多くあります。これらの地域資源や新たな地域資源を発掘し、まちの活力につなげていくことも重要なこととなります。

８　住民と行政との協働によるまちづくりの推進

本町を住民が誇り、愛着を持って暮らすことができるまちとするためには、私たち自身が、私たち自身による私たちのためのまちづくりを進めることを通じて、まちへの誇りや愛着を醸成していくことが重要な視点となります。

「住民意識調査」においても40歳代から50歳代の地域活動への参加意向が高くなっており、意識の高い住民の力をまちづくり活動につなげていくことが必要となっています。また今後、団塊の世代が高齢期に入ることから、地域では様々な技能を持った方々の活躍が期待されます。これら多くの力をまちづくりへと活かすためにも、参加のためのきっかけづくりや仲間づくりのための場づくり、まちづくり活動に関する情報提供などの基盤を充実していくことが課題となっています。

９　広域連携による行政の推進

本町ではこれまで、近隣自治体との連携を通じ、救急医療体制の整備やごみ焼却施設の整備などを進めてきました。しかし、住民の生活圏の拡大や、地方分権がますます進み、市町村合併の推進や道州制の導入が検討されるなか、さらなる広域行政の可能性を模索していくことが必要となっています。「住民意識調査」においても医療・福祉サービスや消防・救急活動については、広域による対応を求める声が多くなっており、また、合併についても選択肢として必要との声が多くなっており、これらについて豊能・三島地域や猪名川流域の近隣自治体などとの継続的な協議を進めていくことが求められています。

第２部　基本構想

第１章　豊能町の将来像

第１節　基本理念

将来、豊能町の財政はより危機的な状況となることが予測されることから、従来のように多様化する住民ニーズすべてに行政が対応してくことは厳しい状況にあります。それゆえ、今後も、私たちのまちが存続していくには、施設や事業などのハード、ソフト両面において抜本的な見直しを行い、特に必要性や効果の高いものに関して、財源と資源を優先的に活かしていくことが必要となります。また、まちや地域が直面する様々な課題を、継続的かつ迅速に改善するためには、豊能町に暮らす住民一人ひとりがまちづくりの担い手であるという意識を持ち、行政とともに積極的にまちづくりに取り組むことが必要となります。

一方、それぞれのまちが自主性や自立性を高め、個性的なまちづくりを進める地域間競争の時代にあっては、本町に暮らしている人のみならず、町内外の居住者からも選ばれ支持されるまちとなることが重要となります。本町には自然景観・田園風景をはじめ、歴史的・文化的な資源が数多くあります。また、これまで培われてきた福祉力、住民力があります。これら本町の独自資源を維持・活用し、魅力あるまちづくりを進めていくことが必要となります。

上記のことをまちづくりの基本理念として、地域住民をはじめ、企業、関係機関など、多様な主体が連携・協力しながら、私たちのまち豊能町を育んでいきます。

第２節　まちの将来像

「人とみどりが輝くまち　とよの」

本町は、昭和 40 年代より西部地域での住宅開発がはじまり、以後、阪神大都市圏近郊という立地、さらには昔ながらの田園風景が残る、自然との共生をめざした都市として発展し、現在も美しい自然景観・田園風景のあるまちとして、多くの人々が生活しています。この豊かな環境に抱かれたまちを、私たちは、次の世代によりよいかたちで引き継いでいかなければなりません。しかし、社会並びに本町を取り巻く状況は依然として厳しく、まちの存続そのものが危うい状況となっています。このような時代のなかであっても、大切にしていかなければならないのは、やさしさや温もりを感じることができる、あたたかいまちであることです。

地方分権改革が進み、それぞれのまちが自主性や自立性を高め、個性的なまちづくりを進める地域間競争の時代では、豊能町に暮らす住民一人ひとりがこれまでと異なり、誰かではなく、自分自身がまちのために何ができるかを考え、まちづくりに積極的に参加できるよう変わらなければなりません。そして、住民と行政とが役割分担のもと、協働で豊能の自然・歴史・文化などの地域資源を活かした様々な取り組みを進め、物質的な豊かさでは得られない、人と人との絆や出会い、温もり、また、新たな発見や生きがいなどを得られるまちをめざします。

■　基本構想イメージ図

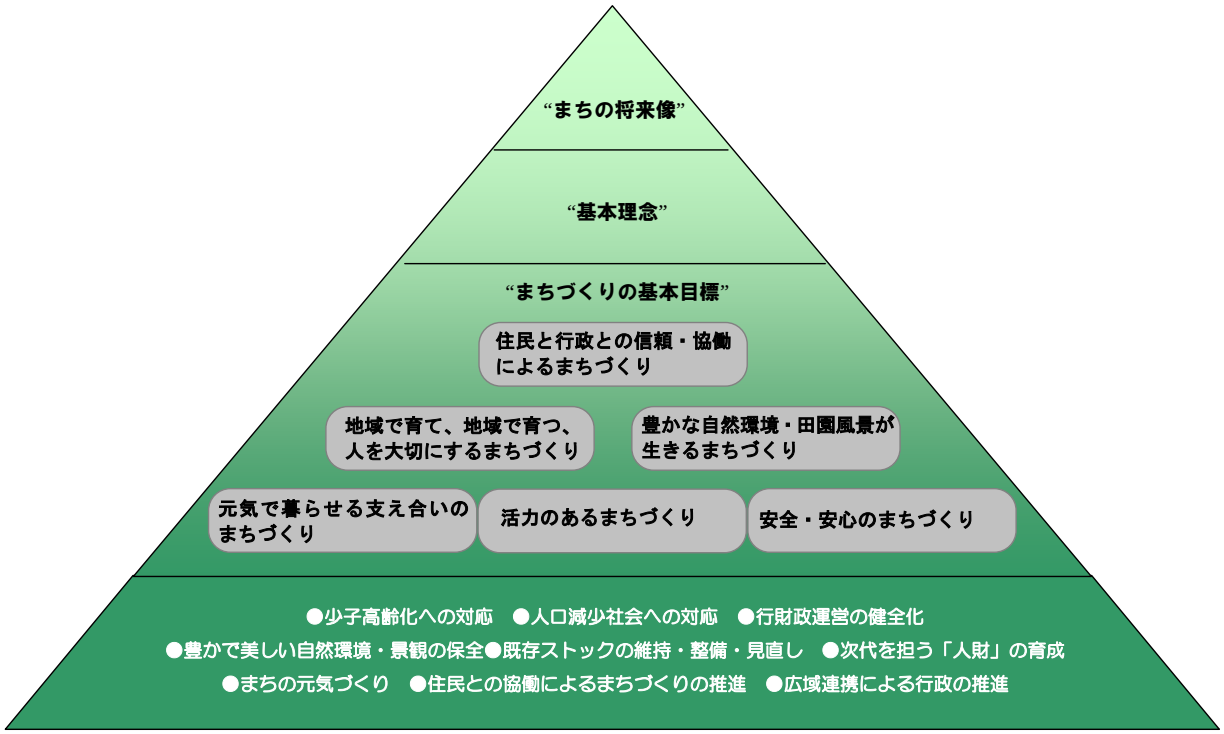
“まちの将来像”
“基本理念”
“まちづくりの基本目標”
住民と行政との信頼・協働によるまちづくり
地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり
豊かな自然環境・田園風景が生きるまちづくり
元気で暮らせる支え合いのまちづくり
活力のあるまちづくり
安全・安心のまちづくり
●少子高齢化への対応　●人口減少社会への対応　●行財政運営の健全化
●豊かで美しい自然環境・景観の保全●既存ストックの維持・整備・見直し　●次代を担う「人財」の育成
●まちの元気づくり　●住民との協働によるまちづくりの推進　●広域連携による行政の推進

第３節　まちづくりのフレーム

１　人口指標

本町の総人口は、平成７年（国勢調査）時の約２万７千人を境に減少し続けています。全国的に人口減少が進むなか、本町の総人口についても今後減少傾向が続くものと予測されます。

本町の将来人口については、現在の傾向から推計すると、計画目標年度となる平成 32 年には、人口が約１万９千人と厳しい状況になると予測されています。

今後は、本総合計画に掲げる施策を推進することによって、生活の利便性の向上やまちの活力の創出を図り、本構想の目標年次においては、実施計画に基づき定住人口２万人規模のまちをめざすとともに、定住人口の増加やまちの活性化へとつなげるため、交流人口の多いまちをめざします。

■（参考）総人口の自然体の推計値

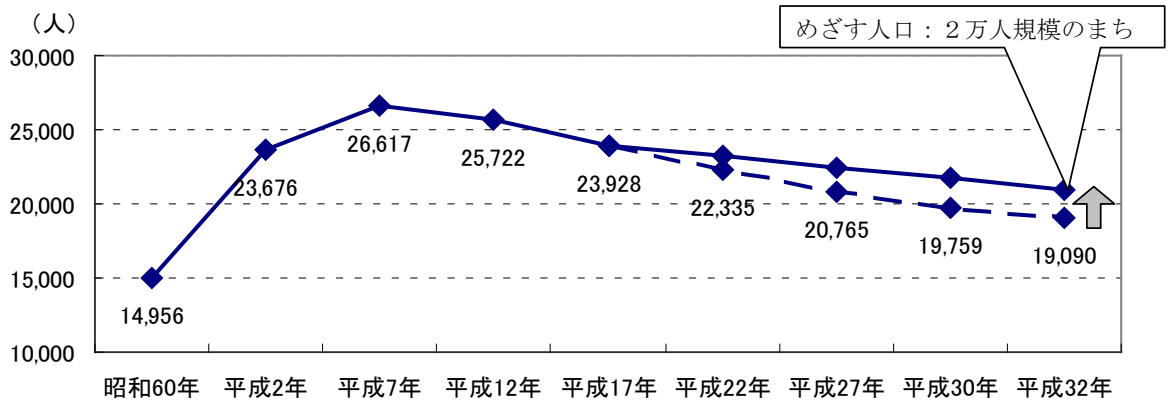

※　点線が自然体の推計値　　資料：国勢調査（平成 22 年以降は推計値）

■（参考）年齢３区分別人口構成比の推移

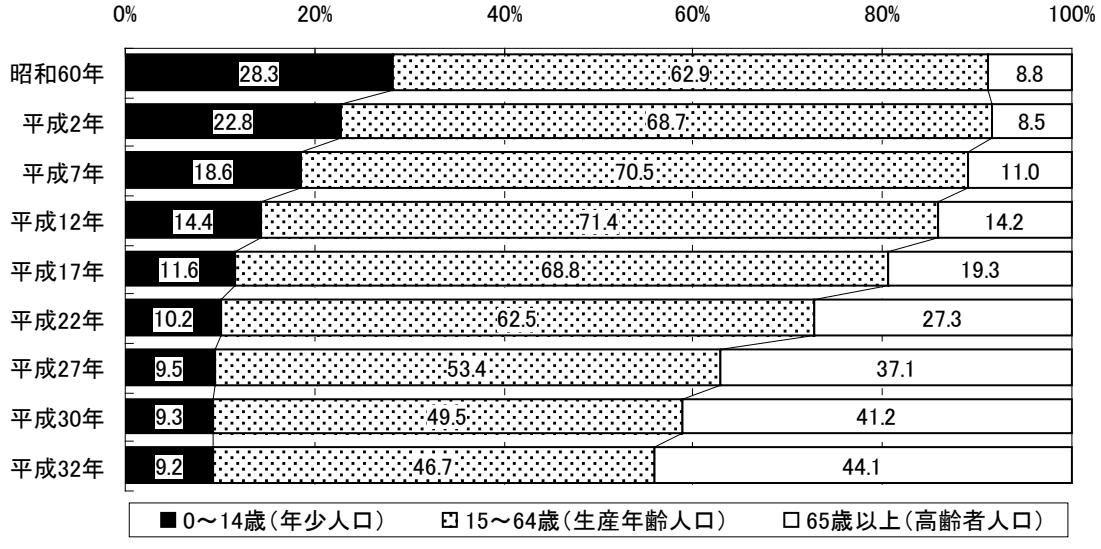

２　土地利用構想

土地は、人が生活していくための限られた資源であるとともに、経済活動や環境保全など、まちづくりの基本ともなるものです。そしてその利用のあり方は、住民の生活及び地域の発展と深いかかわりを持ちます。

本町では、人口構造が高齢化していく中で、まちの将来像の実現に向け、土地利用のあり方について次のように方向性を定め、土地利用の推進を図ります。

●土地利用図

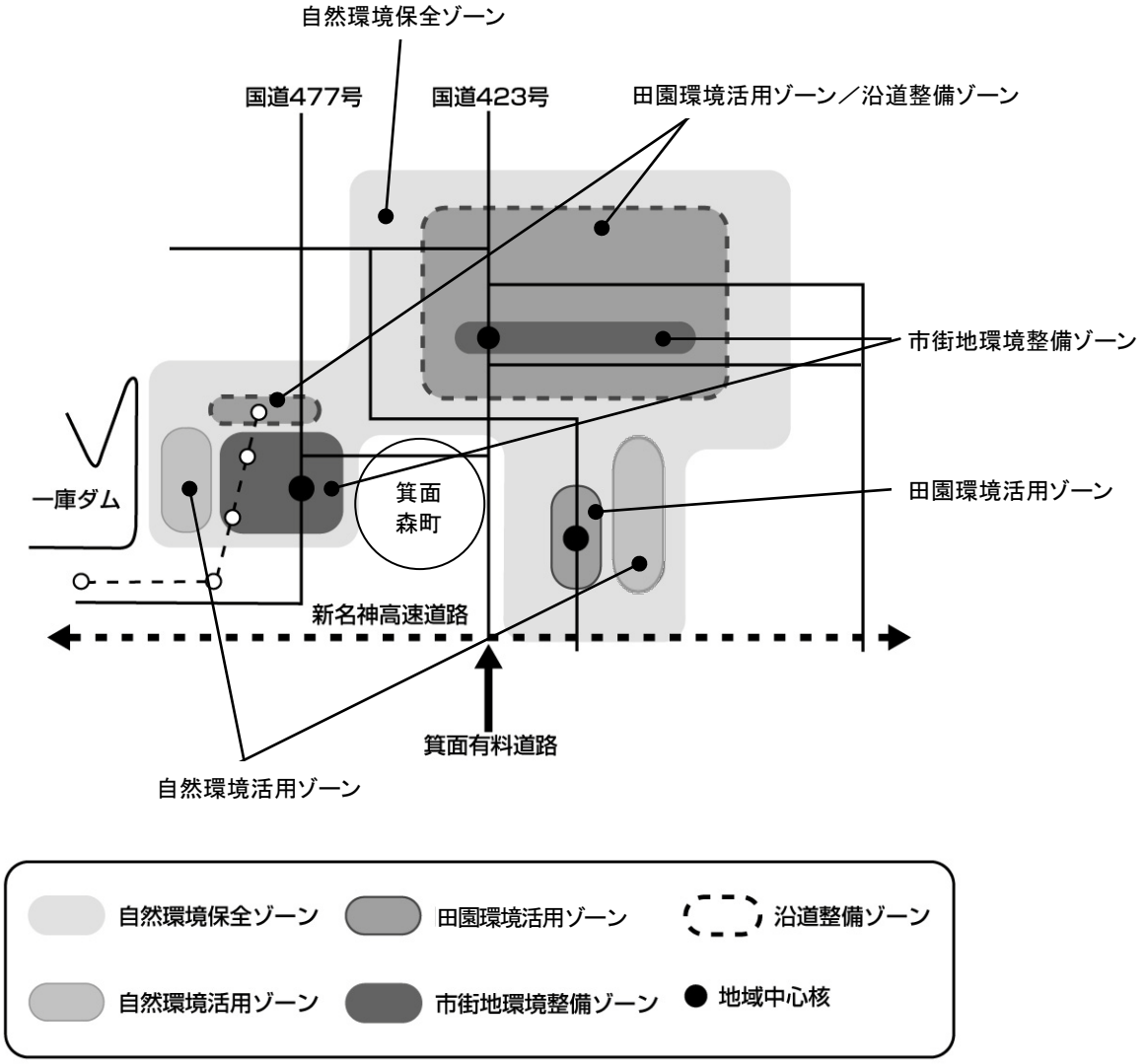

①　自然環境保全ゾーン

本町を取り巻く外周部の山地や妙見山周辺の山地は、良好な市街地景観や自然景観・田園風景の背景となる部分であり、治山・治水面からも、生態系に配慮しつつ、森林機能の維持など自然環境の保全を進めます。また、豊かな自然を活かしたレクリエーション地となっているところでは、自然散策・遊歩道などの整備をめざします。

②　自然環境活用ゾーン

新光風台外周部の一庫ダム隣接地や木代から高山にかけての山地については、自然環境を活かしながら、地域振興につながる施設の誘致なども視野に入れ、地域活性化を図るための有効な活用をめざします。

③　田園環境活用ゾーン

農地、集落及び里山については、都市近郊の特性を活かし、農業振興に向けた整備を図るとともに、都市地域や住宅地住民が田園を楽しむ場及び農家との交流の場として田園環境の活用整備をめざします。

南部地域については、自然・歴史・文化など地域資源を活かした観光・交流拠点化をめざします。

④　市街地環境整備ゾーン

東部地域、西部地域の市街地については、良好な住宅環境の保全を基本に整備を図ります。

西部地域については、新たな市街地形成の可能性を検討します。また、妙見口駅周辺については、計画的市街化を含む環境整備をめざします。

⑤　沿道整備ゾーン

沿道整備ゾーンについては、無秩序な開発を抑制するため、景観保全を第一としたゾーン内における整備に関する「沿道整備ゾーンガイドライン」を策定します。

また、沿道整備該当地域については、適正な開発・整備を誘導するための地区計画ガイドラインを策定し、景観を保全する二段階の仕組みとしていきます。

東部地域の国道や府道などの幹線道路沿いについては、景観保全に資する整備を進める一方、田園風景を保全しつつも交流施設、商業施設、農林業振興にかかる施設などの誘致や整備をめざします。

西部地域については、妙見口駅から伸びる妙見山へのハイキングコースを活用し、にぎわい創出に向けた沿道整備をめざします。

第２章　まちづくりの基本目標と方向性

第１節　住民と行政との信頼・協働によるまちづくり

まちは、そこに暮らす住民によって支えられています。地域のことは地域が決め、私たちでできることは私たちで行う地方分権時代にあって、住民と行政が互いの役割に責任を果たし、協働によるまちづくりを進めるには、住民と行政との信頼関係が基本となり、住民参画の仕組みとまちづくりへの共通意識、安定的な行財政運営が重要となります。そのため、住民、自治会、各種団体や民間事業者、行政などまちづくりを担う多様な主体が、互いにまちの将来像と役割を共有し、その実現に向け、本町の地域資源を最大限に活用し、まちづくり活動が行えるよう体制づくりを進めます。

さらに、安定的な行財政運営を実現するため、これまで以上に強力に行財政改革を推進するとともに効率性を重視した施策の展開、職員資質の向上を図り、信頼される行財政運営に努めていきます。

１　まちづくりへ参画できる仕組みの充実（コミュニティ活動、広報広聴・情報公開、外部活力）
２　安定的な行財政運営の推進（行財政運営、広域行政）

第２節　地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり

まちづくりにおいて最も大切となるのは人です。本町に暮らすすべての住民が、まちの現在と未来を担う大切な力であり財産です。

そのため、次代を担う子どもを保護者が働きながらでも安心して産み育てられるよう、子育て支援の充実に努めます。さらに、子どもたちが郷土を愛する心を育み、次代を生きる確かな力を身につけることができる教育をめざします。

また、本町に暮らす住民一人ひとりが様々な学習や活動、交流を通じて互いに学び合い高め合うことができるよう、地域の自然・文化・歴史、施設、人材など、地域資源を最大限に活用し、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境づくりを進めます。一方、一人ひとりがお互いの人権を大切にし、性や年齢などにかかわらず誰もが自分らしく活動できる地域づくりをめざします。

１　安心して働ける子育て支援の充実（児童福祉、ひとり親家庭）
２　子どもの確かな力を育む教育の充実（学校教育・幼児教育、青少年健全育成・家庭教育）
３　地域で学ぶ生涯学習環境の充実（生涯学習、文化・スポーツ）
４　人権尊重のまちづくりの推進（人権、男女共同参画）

第３節　豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり

本町が誇る自然景観・田園風景は、人々に心の安らぎを与えるだけでなく、豊かな心を育む学びの場であり、人々を呼び込むにぎわい創出の源泉ともなります。また、自然からの様々な恵みは、生活に潤いを与えるとともに、本町の農林業を支えており、住民に限らず人類共通の大切な財産です。この豊かな環境のなかで潤いある生活を享受できるよう、自然景観の保全や省資源・省エネルギー、環境保護への取り組みの促進など自然環境の保全に努めます。

１　豊かな環境の保全（資源循環型社会）
２　良好な景観の保全（自然環境保全）

第４節　元気で暮らせる支え合いのまちづくり

本町では、高齢となってもできる限り健康で、元気に暮らし続けることができるよう、子どもの頃から「自分の健康は自分で守る」という意識を育て、年齢に応じて適切な健康づくりが行えるようにしていくとともに、必要に応じて適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、環境整備に取り組みます。さらに、住民が互いに助け合い支え合う地域福祉を推進するとともに、高齢者や障害者に対する福祉サービスの充実を図り、住民が安心して暮らせるまちをめざします。

１　生涯健康づくりの推進（健康、医療）
２　安心できる福祉の充実（高齢者・介護、障害者）
３　地域で支え合う温もりのある福祉社会づくり（地域福祉、国民健康保険）

第５節　活力のあるまちづくり

本町の特性である豊かな自然景観・田園風景や都市近郊という立地面を活かし、安全性に配慮された農産物などの銘柄化（ブランド化）を図り、積極的にＰＲしていくとともに、景観の保全や雇用の場としての観点からも農林業の振興に努めます。また、本町が誇る自然景観・田園風景や全国的にも稀な多尊石仏などの歴史的・文化的な資源は、人々を呼び込みまちの活力創出の源泉ともなります。さらに本町は、箕面有料道路（箕面グリーンロード）の開通により、千里中央から車でおよそ 15 分の距離にもかかわらず、豊かな自然が味わえる好立地を有しています。また今後、新名神高速道路箕面インターチェンジの整備も進められることから、立地面での優位性や交通環境の変化をまちの活力につなげるため、まちの資源を活用した自然体験や体験型農林業などを通じ都市と農村との交流を促進するなど、観光とも連携した産業の育成を図ります。

１　環境を活かした農林業の振興（農林業）
２　にぎわいを呼ぶ産業の振興（商工業、観光）

第６節　安全・安心のまちづくり

本町に暮らす住民のだれもが、安心、安全に快適な生活を送ることができるよう、住宅、上下水道、交通網、情報通信基盤など、生活するにあたって必要となる都市基盤の維持・整備を進めます。また、周囲を山地に囲まれた本町において防災・防犯対策の充実に努め、自然との調和が図られた安全なまちづくりをめざします。

１　安全安心な暮らしの確保（防災・防犯・交通安全、治山治水）
２　暮らしを支える都市基盤の維持・整備（住宅、交通、上下水道、情報通信）

第３部　基本計画

第１章　住民と行政との信頼・協働によるまちづくり

第１節　まちづくりへ参画できる仕組みの充実

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『地域では行政からの積極的な行政情報の公開と、まちづくりに関する情報発信により、住民の町政やまちづくりへの参画意識が高まっています。また、東西地域の住民同士の交流も進み、自治会などの自治組織や民間団体、事業者など、住民同士が互いに協力し合う一方で、これらの団体などが連携した、住民によるまちづくりを目的とした団体も立ち上げられ、様々なまちづくり活動が活発に行なわれています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

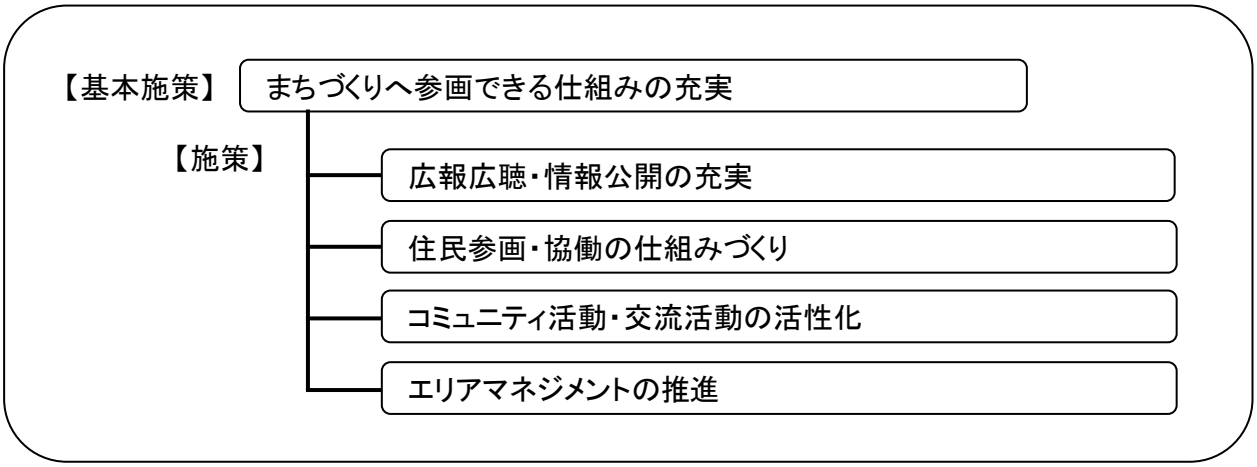

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
行政サービスなどに関する情報がよく伝わっていると思う割合	48.8%	50.0%	60.0%
地域活動に参加してみたいと思う割合	43.9%	50.0%	60.0%
地域行事・活動が活発に行われていると思う割合	61.2%	70.0%	80.0%

※目標指標については客観的なデータとして把握が可能なものについて指標化しています。（以下同様）

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、積極的な情報公開、情報発信を行い住民に行政情報を広報するように努めます。またパートナーシップとして住民は、その情報を地域のまちづくり活動などに活かしていきます。

■　主に行政は、パブリックコメント制度※や各種懇話会、説明会など住民の意見を積極的に得る広聴機会を設けるよう努めます。またパートナーシップとして住民は、そのような機会を通じて、まちづくりへの意見を伝えるようにしていきます。

■　主に行政は、様々な交流活動や地域のまちづくり活動を促進するための側面支援に努めます。またパートナーシップとして住民は、自治会をはじめ、地域のボランティア活動や交流活動などへの参加・実施をしていきます。

※パブリックコメント制度：行政機関が新たな規制や政策の立案、またはすでにある規制や政策を改廃しようとする時、その案を公表し、住民や事業者から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定をするための制度。

1　広報広聴・情報公開の充実

基本方針

住民参画による協働のまちづくりを進めるため、行政の透明性を高め、さらに必要とする情報の提供・公開に努めます。また、広報紙など多くの機会を通じて町政に関する情報を発信するとともに、住民ニーズの把握など、広報広聴活動の充実を図ります。

（１）現状と主要課題

- 広報紙の発行や情報公開制度の導入、さらには行政施策・事業への民意の反映としてパブリックコメント制度を導入し、住民への情報提供、住民ニーズの把握に努めています。
- まちづくりへの住民参画を促進し、住民との協働によるまちづくりを行うには、行政情報やまちづくりに関する様々な情報を、積極的に発信し、町政の透明性を高めるとともに住民との情報共有を図ることが求められます。また、町の魅力を積極的に町外へアピールし、本町に興味を持ってもらうような取り組みが求められます。
- 住民との協働によるまちづくりを実現していく上で、住民の意見・要望などを町政に反映させる取り組みが求められます。

（２）主要な取り組み

●　町政情報の提供

広報紙やホームページなどを利用して、住民生活にかかわる様々な情報をはじめ、町の施策や予算・決算に関する財務情報などの町政情報を、住民にわかりやすい形で積極的に発信します。

●　町ホームページの充実

誰もが利用しやすくなるよう、町ホームページのより一層の機能向上を図るとともに、まちづくりの活性化に向けて、住民が主体的に情報を受発信できる環境をつくるための活動を支援します。また、ホームページが町外へ情報発信する最適なツールであることから、最大限に活用し、町の魅力発信に努めます。

●　広聴機会の充実

住民意識調査や審議会などにおける公募委員の募集、さらには住民説明会やパブリックコメントの実施など、重要な計画や事業については、できるだけ多くの住民が意見を出すことができるよう、機会づくりに取り組みます。

●　情報公開の推進

行政活動に対する信頼確保と住民への説明責任を果たすため、「豊能町情報公開条例」にもとづき、公文書の適正な公開を図るとともに、情報公開制度の広報・ＰＲに努めます。

２　住民参画・協働の仕組みづくり

基本方針

すべての住民が、様々なまちづくり活動に参加できるよう、環境づくりを行うとともに、町政へ住民が参画できるよう、仕組みづくりを行います。

（１）現状と主要課題

● まちづくりへの住民参画を促進させるため、町内で活動しているＮＰＯ団体に関する情報提供やＮＰＯ団体または、活動開始予定の団体に対する講師派遣などを行っています。これらの支援を通じて活動拠点の整備・確保や住民の創意工夫による多彩な活動を促進するための環境づくりが必要です。

● 町政への住民参画を図るため、審議会や計画策定委員会については住民参画のもと各種計画の策定を進めることが必要です。

● まちづくりへの住民参画を実現するには、住民参画を保障し、推進する仕組みづくりが必要となっています。さらに、すべての住民が社会の様々な分野にともに参加・参画できるよう、環境づくりを行うことが求められています。

（２）主要な取り組み

● **ボランティア・ＮＰＯ活動の推進**

住民生活のあらゆる分野で主体的な活動が行えるよう、豊悠プラザなどにおいて、情報提供機能の充実や活動の支援を行うなど、拠点機能の強化を図るとともに、ＮＰＯ団体などへの支援を推進します。

● **コーディネート機能の構築**

ボランティア活動希望者と支援などを受けたい方とのコーディネート機能の構築を図ります。

● **参加と協働の保障**

住民の参加と協働によるまちづくりを保障するための仕組みづくりを進めます。

３　コミュニティ活動・交流活動の活性化

基本方針

地域の課題解決や住民同士のネットワーク構築に向けた活動など、住民の創意工夫による多様な交流活動への支援を行うとともに、住民自治の仕組みが円滑に機能するよう必要な調整を行います。また、地域間交流や国際交流活動についても推進を図ります。

（１）現状と主要課題

● 地域コミュニティの活性化を図るため、その一つの柱である自治会に対し、自治会の運営面や自治会が管理する自治会館、防犯灯などの施設面の補助金を交付するとともに、行政連絡協議員会議を通じて各自治会間の連携と情報の共有化を図っています。

● 地方分権が進むなか、今後ますます地域の力が求められます。そのため、行政と住民とのさらなるパートナーシップの構築に向け、役割の明確化などを行っていくことが必要となります。

● 全町的な住民同士の交流を図るため、毎年「豊能町民祭」を関係団体などと連携し開催しています。しかし、参加者の固定化などがみられ、地域交流のあり方や「豊能町民祭」についてもより効果的な方策について検討していくことが課題となります。

● 国際交流については、町内に研修施設を持つ財団法人オイスカ関西研修センターが海外からの研修生を受け入れています。町内の保育所・幼稚園・小学校などとの交流や豊能町民祭への参加を通じて、住民との交流を図っていますが、新たな交流の場の提供が求められています。

（２）主要な取り組み

● コミュニティ活動の支援

住民自らが行うコミュニティ活動を支援し、地域でともに助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進します。また、コミュニティの構築・活性化のため、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化への支援、活動拠点の確保支援などを推進します。

● 人材の育成

地域社会における諸活動の活性化、交流の促進などを図るため、活動の中心となるリーダーの育成や発掘に努めます。

● 地域交流の推進

町民同士の相互交流を推進するため、各種交流イベントの開催を図ります。また、止々呂美東西線の開通により、東西地域のアクセスが格段に向上したことを活かした交流のあり方を検討します。

● 国際交流の推進

学校においては、外国語を通じて言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意識の育成を図ります。

また、地域においては、財団法人オイスカ関西研修センターなどと連携し、町民祭などを活用し住民との交流を図ります。

４　エリアマネジメントの推進

基本方針

これからの新しい公共のあり方を模索、研究しながら住民、事業者、関係団体等と連携し、本町におけるエリアマネジメントのあり方や、その仕組みづくりに努めていきます。

また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・関係団体等による主体的なエリアマネジメントの取り組みや、地区総合計画づくりを積極的に支援します。

（１）現状と主要課題

● 西部地域を中心とする大規模開発により整備された地域では、住民の価値観の多様化や都市化の影響から、自治会加入率が減少する傾向にあります。一方、東部地域を中心とする旧農村地域では、地域のつながりが色濃く残る反面、高齢化が急速に進み、自治会活動などへの影響が生じています。

● 防災や防犯、環境保全、景観形成、高齢者や子どもの見守りなど、住民による主体的なまちづくり活動の促進が求められる今日、地域主導による良好な地域環境づくり活動を推進していくための仕組みの充実が求められます。

● 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、良好な町並み景観の形成・維持や地域の美化活動など、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組みを促進するエリアマネジメントの考え方が浸透する今日、エリアマネジメントは住民主体による地域づくりのモデルケースとして注目されています。今後、地域で活動している人々を中心に、エリアマネジメントを推進する「(仮称) まちづくり協議会」を組織していくことが求められます。

（２）主要な取り組み

● エリアマネジメントの推進に向けた仕組みの構築

まず、住民主導による地域の良好な環境づくり活動を促進するため、エリアマネジメントに関する様々なアドバイス、情報提供をすることで周知啓発を進めます。

そして、エリアマネジメントの推進に向け、地域の実情に応じた住民主導の地区総合計画づくりの支援策を検討しながら、既存組織の位置づけや事業者等の関係組織とのネットワークのあり方なども考慮した上で、「(仮称) まちづくり協議会」を組織化できるよう積極的に取り組みます。

第２節　安定的な行財政運営の推進

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『町役場では、ムダを省いた効率的で効果的な行政運営が取り組まれています。また、規範意識を持ち、積極的に地域に出向き、住民から信頼される質の高い職員が職務を担っており、持続可能な行財政運営のもと、住民が安心して公共サービスを利用することができています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

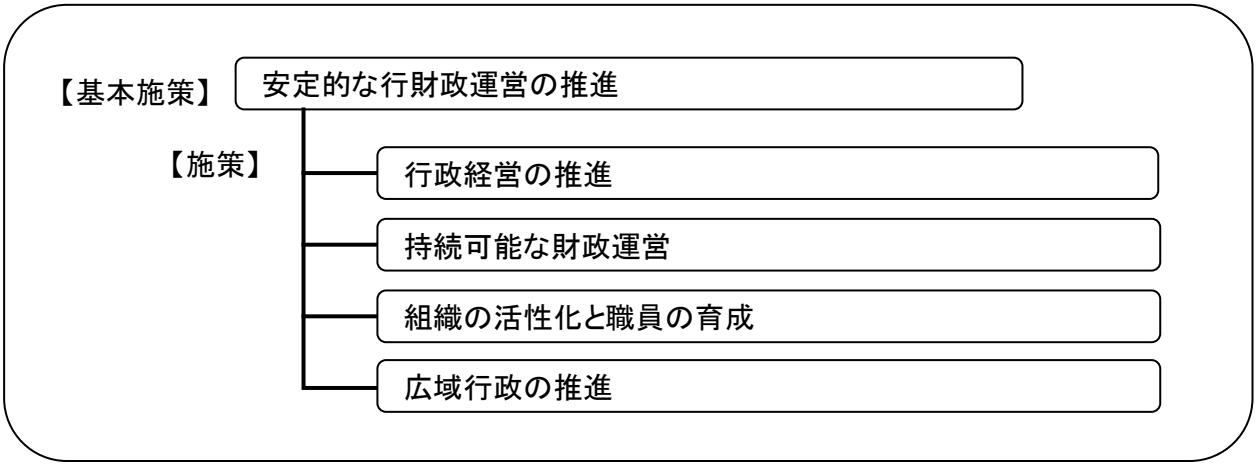

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
有料広告導入実績	4 媒体	5 媒体	7 媒体
町税徴収率（現年度分）	98.8%	98.9%	99.0%

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
財政調整基金残高	1,046 百万円	1,000 百万円以上	1,000 百万円以上
役場の窓口対応について適切な対応がなされていると思う割合	74.1%	80.0%	90.0%
広域での相互利用が実現している公共施設数	0 施設	1 施設	2 施設

※財政調整基金残高の現状値は平成 21 年 5 月 31 日現在値

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、積極的にムダと非効率をなくす取り組みを行い住民に広報するように努めます。またパートナーシップとして住民は、行政が効率的・効果的な経営をしているかに関心を持ち、様々な機会を通じて意見を述べるようにしていきます。

■　主に行政は、税に関する徴収業務と住民の理解促進に積極的に取り組むように努めます。またパートナーシップとして住民は、住民の義務として税などの納付をしていきます。

■　主に行政は、積極的な職員の育成を図るように努めます。またパートナーシップとして住民は、職員の仕事内容や組織体制などについて様々な機会を通じて意見を述べるようにしていきます。

■　主に行政は、総合計画の内容及び進捗状況を住民に広報するよう努めます。またパートナーシップとして住民は、広聴機会などを通じて、計画内容に関心を持ち、意見を発信するようにしていきます。

１　行政運営の推進

基本方針

マネジメントサイクル※に基づく行政運営の仕組みや長期的かつ全庁横断的な推進体制の確立により、環境の変化や新たな行政課題に対する柔軟かつ迅速に対応できる行政運営をめざします。

（１）現状と主要課題

● 地方分権の進展や自治体を取り巻く行財政環境の変化、また、多様化する住民ニーズへの対応として、効率的・効果的な行政運営が求められています。

● 地域がそれぞれのまちの資源を最大限に活用し、まちの魅力づくりと住民ニーズに応じた行政サービスを提供する地域間競争の時代を迎える中、自主的・主体的な政策展開及び新たな行政課題に対応した行政運営を実現するための、戦略的な経営資源の配分が求められています。

● 町有地の有効活用については、現在の財政状況では、町単独による開発や活用は困難な状況となっています。また、限られた資源を効率的に効果的に活用していくためにも、戸知山を含む町有地について指定管理者制度の導入やＰＦＩ※制度などの導入など、民間活力の活用を検討していくことが求められます。

（２）主要な取り組み

● 継続的で計画的な行政運営の推進

継続的かつ計画的な行政運営を推進するため、定期的に総合計画の基本計画を見直しながら、住民と行政の協働による計画的なまちづくりをめざします。

※マネジメントサイクル：仕事をどのような過程で回す事が効率よく業務を行えるようになるかという理論のことをいい、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Action(改善・処置)の頭文字を取って PDCA サイクルとも呼ばれる。

※ＰＦＩ：Private Finance Initiative の略であり、民間セクターの資金調達能力、技術的能力、経営能力等の多様なノウハウを活用し、公共政策を実施する手法。また、公共施設等の建設、維持管理、運営等を包括的に民間に委ね、発生するリスクを官民で適切に分担し、良質で低廉な公共サービスの提供を実現する民間との新たなパートナーシップの構築を前提とした手法。

● **効率的なマネジメントシステムの構築**

総合計画、事務事業評価、進行管理、財政計画などが一体的に機能するように、行政運営を行う過程において「ＰＤＣＡ※」のマネジメントサイクルに基づく行政運営の仕組みや長期的かつ全庁横断的な推進体制を構築します。そのことによって、限られた経営資源を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

● **民間活力の効果的な活用**

時代の変化への対応や地方分権社会に応じた自治の確立に向け、効果・優先度に基づく経営資源の配分や、公共サービスの提供における民間活力の導入と活用に取り組みます。

※ＰＤＣＡ：Ｐ（Plan）･Ｄ （Do）･Ｃ （Check）･Ａ （Action）という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルを表す用語。

２　持続可能な財政運営

基本方針

新たな財源の確保も含め、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の縮減を行い、財政基盤を確立、中長期的な視点に立った健全な財政運営を推進します。

（１）現状と主要課題

● 税収の低迷、地方交付税の削減などの厳しい歳入状況に加え、少子高齢化などの社会状況の変化により、今後も大幅な財源不足が見込まれます。一方、少子高齢化や施設の老朽化などへの対応を図るための財源確保が必要となっています。

● さらに厳しい財政状況が続くと予想されるなかで、徹底した経費の縮減や効果的な財源配分を行い、公平な課税や収納率の向上などを進めることが必要となっています。また、これまで提供してきた住民サービスを見直す必要があることから、住民に対して中長期的な財政推計を説明し、住民との信頼関係に基づく持続可能で健全な財政運営が求められています。

（２）主要な取り組み

● 財政基盤の確立

健全かつ安定的な財政運営を行うため、財政の将来推計などに基づき、人件費をはじめとする歳出の削減対策に取り組みます。また、未利用公共用地の売却、受益者負担の適正化など、歳入歳出両面から改革・改善を推進します。

● 健全で効果的な財政運営

水道事業会計や下水道特別会計などの負債を含め、普通会計決算統計には表れない、財政運営上の課題を正確に把握し、将来にわたって持続可能で健全な財政運営を進めます。

● 公平・公正な課税と受益者負担の適正化

課税客体の適正な把握を行い、公平で公正な課税に努めます。また、使用料、手数料、負担金について、事業の必要性や住民間の公平性などを考慮し、受益者負担の適正化に努めます。

● 収納率の向上

町政に関する積極的な情報提供などにより、住民の税に関する理解を深めるとともに、口座振替率のさらなる向上を図ります。

３　組織の活性化と職員の育成

基本方針

職員が能力や意欲を最大限発揮できる人事制度を確立し、住民の信頼と負託にこたえる人材づくりをめざします。

（１）現状と主要課題

● 本町では、財政危機の克服と効率的・効果的な行政運営を目的に職員数の抑制を図りながら住民サービスの向上に取り組んできており、一定の成果を上げてきています。

● 地方分権が進展する中においては、住民志向に立った、効率的で効果的な行政運営を行うことのできる組織機構の確立、住民から信頼される使命感、倫理観を備えた職員を育成していくことが求められています。

（２）主要な取り組み

● **人事制度・定員管理の適正化**

時代の変化に対応した人事管理を進めるため、能力向上や意欲を引き出し、政策形成能力を有し自律的に行動できる職員づくりをめざします。

● **職員の資質向上**

職員が主体的に学習できる研修機会を拡充するため、庁内研修のみならず、他の団体が実施する研修への参加や先進自治体への出向などにも取り組み、職員一人ひとりの能力開発に努め、時代の変化に対応する政策形成能力と地域住民との協働を実現できるコーディネート力、住民から信頼される使命感、倫理観を備えた人材を確保・育成します。

４　広域行政の推進

基本方針

国や大阪府、近隣市町との連携や適切な役割分担により、地域個性を発揮しながら、広域連携を進め、魅力あるまちづくりをめざします。

（１）現状と主要課題

● 平成 19 年より箕面市などからのし尿処理の受け入れを開始するとともに、懸案となっていたごみ処理施設については、兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、能勢町の１市３町で設立した猪名川上流広域ごみ処理施設組合において整備し、平成 21 年度より稼動しています。

● 消防については、箕面森町に関連して箕面市との連携のあり方の協議を進めています。

● 人々の生活圏の広域化や少子高齢化、財政状況などの問題により、今後、連携型行政は重要性を増すものとなっています。そのため、今後の道州制論議を注視しつつ、様々な分野において広域行政の可能性を検討していくことが課題となります。

（２）主要な取り組み

● **広域行政の推進**

近隣自治体それぞれの個性と特色を活かしながら、それぞれの役割と適切な分担のもとに、広域的に共通する課題の解決に向けて、広域行政の一層の充実に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスを提供します。また、道州制※の導入など今後の地方自治体のあり方については、国の動向に注視しながら情報収集に努め、必要な対応を行います。そのためには、密接な関係を有する近隣市町との連携・協力をこれまで以上に維持・発展するよう努めます。

※道州制：現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。この広域行政体を「道州」と呼ぶことから、この制度のことを「道州制（どうしゅうせい）」と呼んでいる。

● 国・大阪府等との連携推進

総合計画において示したまちづくりの目標を実現するため、国や大阪府及び関係機関との適切な役割分担のもと、事業実施や施設整備を進めていきます。また、地方自治の本旨を実現するため、国や大阪府に対し、権限の移譲・強化、財源の拡充、制度の充実など、自治権の保障と拡大について強く働きかけていきます。

● 市町村合併

過去の合併協議を踏まえながら、的確な情報提供や民意の把握に努め、他地域における取り組みや合併のメリット、デメリットなどの研究を行います。

第２章　地域で育て、地域で育つ、人を大切にするまちづくり

第１節　安心して働ける子育て支援の充実

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『子どもは地域の宝として、子育てを地域ぐるみで支える意識が高まっており、地域のボランティアや保育所、幼稚園などが協力して子どもや保護者同士が交流できる場が充実し、子育てへの不安や悩みを解消できる地域となりつつあります。

一方、家庭では、保護者が子育てへの第一義的な責任を自覚し、父親や母親に限らず子育てにかかわり、明るい家庭の中で、子どもも親もともに育ちあいながら楽しく子育てがなされています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

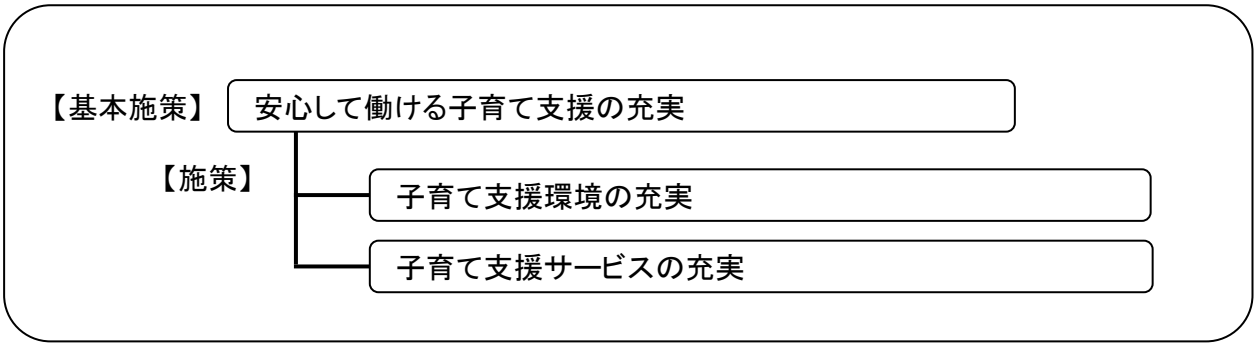

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
安心して子どもを産み育てやすいまちだと思う割合	55.2%	60.0%	70.0%
ファミリー・サポート・センターの会員登録数	49 人	60 人	65 人

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、自信を持って育児にかかわれるよう保護者への支援や地域ぐるみで子育て支援に取り組めるよう連携体制づくりに努めます。またパートナーシップとして住民は、地域の子どもは地域で守り育てる意識を持ち、子どもの見守りや、子育てボランティアなどに参加するようにしていきます。

１　子育て支援環境の充実

基本方針

子どもが地域の中で健やかに育つことができるよう、関係機関や企業・団体などと連携し、地域ぐるみで子どもや子育て家庭をサポートできる環境づくりを進めます。

（１）現状と主要課題

● 本町では、子どもが元気に育つよう、平成 19 年度より、「こんにちは赤ちゃん事業」として生後４か月までの乳児を対象に保健師などによる訪問指導を実施しています。しかし、少子高齢化、核家族化の進展、地域における人間関係の希薄化は依然として進んでおり、出産や育児に不安を覚える母親が地域の中で孤立しないよう子育て支援環境の充実が必要となっています。

● 近年、児童虐待が社会問題化しており、虐待防止による取り組みや地域ぐるみによる早期発見・早期対応体制の充実が求められています。

● 女性の社会進出の進展や経済環境の変化などから、共働き家庭の増加がみられます。保護者が育児への責任を果たし、充実した家庭生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和が図れる環境を構築していくことが必要となっています。

（２）主要な取り組み

● 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の子育てへの不安解消や親同士の仲間づくり、子育てに関する知識などの情報提供を図るため、地域子育て支援センターにおける相談や交流事業を充実させるとともに、保育所・幼稚園の園庭開放を実施していきます。また、ファミリー・サポート・センター※や子育てサークルなど、地域住民の主体的な取り組みによる子育て支援の促進を図ります。

● すべての家庭に対応した自立支援

ひとり親家庭や障害児家庭、ドメスティックバイオレンス※被害者など、社会的な援護を必要とする家庭が自立した生活を送ることができるよう、相談や生活の安定化に向けた支援に努めます。

※ファミリー･サポート･センター：地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織を運営する事業で、育児や介護について助け合う事業。

※ドメスティックバイオレンス：同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

２　子育て支援サービスの充実

基本方針

子育て家庭の子育てへの不安解消や仲間づくりを促進するため、子育て支援センターを拠点に相談などの総合的な取り組みを推進します。また、仕事と子育ての両立を支援するため、「待機児童ゼロ」や「預かり保育」など、需要に応じた保育サービスの提供に努めます。

（１）現状と主要課題

● 本町では、平成 12 年１月より子育て支援センター「すきっぷ」において、育児に関する相談や情報提供、交流の場づくりなどを行い、親子や保護者間の交流の促進、子育て不安の解消を図っています。

● 平成 17 年３月には、「豊能町次世代育成支援行動計画（とよのすくすく子どもプラン）」を策定し、保育所延長保育の時間延長や保育所・幼稚園の園庭開放などを行っています。

● 平成 19 年 10 月には「とよのファミリー・サポート・センター」を設置し、地域住民の協力による子育て支援拠点の充実を図っています。

● 今後、幼児数は減少するものと予測される一方で、母親の就労意欲は高まっており、子どもの保育ニーズは今後も発生し続けることが予測されるため、需要に応じた保育サービスの提供が必要となっています。

（２）主要な取り組み

● 保育サービスの提供

今後の保育需要などを見極めながら、計画的な保育サービスの提供を図ります。また、就労形態の多様化に伴う、保育ニーズの変化に対応するため、幼稚園またはこども園において、延長保育や一時保育などを実施していきます。

● 母子の健康と安全の確保

妊娠・出産期から母子の健康管理や育児などに関する保護者への講習など、安心して出産・育児ができるような取り組みを推進します。

また、子どもの健康管理及び児童虐待の防止の観点から、健やか赤ちゃん訪問事業を推進するとともに、関係機関や団体などと連携し、児童虐待への対策や子どもの見守りに取り組みます。

第２節　子どもの確かな力を育む教育の充実

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『学校、家庭、地域の連携と協力により築かれた教育環境のもと、子どもたちが安心、安全に学び、未来を力強く切り開くことができる確かな学力、そして山と緑に囲まれた豊かな環境のなかで育まれた豊かな心と健やかな体を身につけ、未来を担う人材として成長しています。

そして、これまで積み上げられてきた地域による子どもの見守り活動や声かけ活動などが活発に行われ、老若男女がお互いにあいさつが自然とできるまちとなっています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

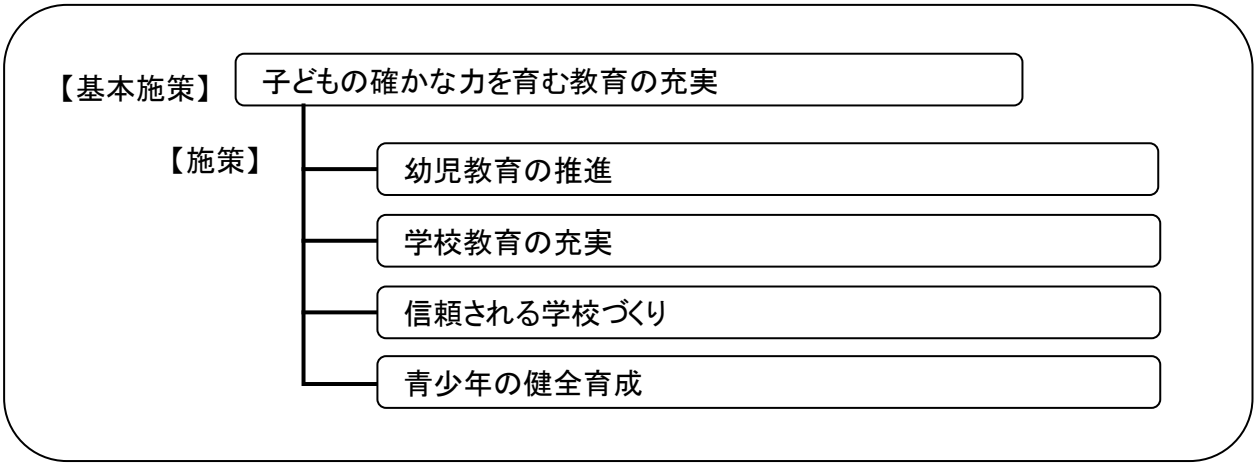

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
学校教育が充実していると思う割合	57.3%	65.0%	70.0%
全国学力学習状況調査の全国平均点を 100 とした時の割合	小学校国語 A(106.6%)B(106.3%) 小学校算数 A(102.2%)B(110.0%) 中学校国語 A(105.7%)B(106.6%) 中学校数学 A(118.2%)B(121.1%)	すべて 110%以上	すべて 110%以上
放課後子ども教室の開設日	79 日	100 日	100 日
学校にかかわるボランティア人数（延べ人数）	1,395 人	2,000 人	2,500 人
青少年健全育成事業の参加者数	250 人	300 人	300 人

※全国学力学習状況調査のＡは主として知識に関する問題、Ｂは主として活用に関する問題の区分を表す。

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に教育行政や学校では、学校運営に関する情報を広く保護者や住民に広報するように努めます。またパートナーシップとして保護者や住民は、学校教育に関心を持ち、学校行事などに積極的に参加して関係を深めるようにしていきます。

■　主に教育行政や学校では、子ども達の学校内での安全確保に向けた設備や施設の整備、訓練の実施などに努めます。またパートナーシップとして、子ども達の登下校時の見守りや声かけを住民とともに実施していきます。

■　主に教育行政や学校では、地域の事業所と積極的に連携し子どもに様々な体験を得る機会をつくるよう努めます。またパートナーシップとして事業者など地域においては、子どもたちが福祉、職業などの社会体験ができるよう協力していきます。

■　主に行政は、関係機関や団体と連携し青少年にとって有害な環境の浄化に努めます。またパートナーシップとして保護者や住民は、子どもの発するサインを見落とさないよう、家庭内で十分にコミュニケーションをとるとともに、パトロールや見守り活動に参加していきます。

１　幼児教育の推進

基本方針

学びの始まりである幼児教育については、自然や人とのふれあいを通じて、自尊心や他人への思いやりが育まれるよう、一人ひとり長期的な見通しを持った教育を進めます。

また、少子化が進む中、子どもの保育・教育環境を充実させるため、保幼一元化に向けた取り組みを推進します。

（１）現状と主要課題

● 本町では、魅力ある幼稚園を創造し、幼児教育の充実を図るため、３園それぞれ年間計画のもと、オンリーワン教育を実施し、食育・体育遊び・造形・表現遊びなどの体験型、交流型の教育に取り組んでいます。

● 地域に開かれた保幼施設をめざすため、町立保育所・幼稚園において園庭、園舎の開放や月単位で未就園児を受け入れる教室を実施し、子育て支援拠点としての機能を強化しています。

● 本町では今後、幼児数は減少するものと予測される一方、母親の就労意欲は高まっており、子どもの保育ニーズは今後も発生し続けることが予測されます。そのため、幼稚園及び保育所それぞれの利用ニーズや保護者の子育て支援ニーズなどを考慮し、あずかり保育などの子育て支援機能の充実を含んだ保幼の一体型の施設（こども園など）への移行が課題となっています。

（２）主要な取り組み

●　幼児教育の充実

幼児教育にふさわしい教育活動が展開されるよう、教職員の研修や意識改革に取り組むとともに、体験型・交流型の教育内容を充実させていきます。また、育ちや学びの連続性・一貫性をふまえた幼児教育の提供ができるよう、幼稚園、保育所、小学校との連携による教育内容の展開を図ります。

●　地域に開かれた園づくり

子育ての課題やニーズを把握し、地域の子育てに関する総合的な教育支援機関として機能するよう、園庭開放を進めるとともに、相談や預かり保育などの子育て支援機能の充実を図ります。

●　保幼一元化の推進

子どもの保育・教育の質・効果を確保する観点から、質の高い集団教育を維持するため、「これからの豊能町の保育所・幼稚園の教育・保育施設のあり方について」の答申を踏まえ、地域性などを考慮しながら保幼一元化に向けた取り組みを進めます。

また、保幼一元化施設のみならず、保育所においても学校教育法に掲げる目標が達成されるような保育をめざします。

２　学校教育の充実

基本方針

確かな学力、豊かな心、健やかな体の醸成はもとより、国際理解教育、情報教育、キャリア教育など、今日的課題に対応し、未来を切り開きたくましく生き抜く力を育む学びを推進します。

（１）現状と主要課題

● 魅力ある学校を創造するため、平成 15 年度よりオンリーワンスクール事業を実施し、各学校の創意工夫による授業の展開を支援しています。また、外国語活動については、平成 13 年より府内でさきがけて小学校にも ALT※を配置し、教育内容を充実するための環境を整備しています。さらに「放課後こども教室」を平成 20 年度より全小学校で実施し、自学自習力の育成に取り組んでいます。

● いじめ・不登校の問題に対しては、平成 16 年度に「いじめ・不登校対策会議」を設立し、各学校の対応を町全体で支援しています。

● 少子化や家族形態の変容、科学技術の発達などの社会状況の変化に伴い、新たな教育課題が次々と発生しており、国際化や高度情報社会への対応、増加する特別支援教育対象児童生徒への対応など、多様な教育課題に継続的に対応していくことが必要となっています。

（２）主要な取り組み

● **小中学校教育の充実**

個別指導やグループ別指導、反復学習、習熟度に応じた指導などを充実し、学習上のつまずきの解消や基礎基本の定着を図るとともに、外部人材を活用し、確かな学力の向上を図ります。

さらに家庭、地域などと連携し、子どもたちの基本的生活習慣・食習慣を確立し、健やかな体を育むとともに、いのちの大切さ、自らを律し他人を思いやる心、社会性や協調性・規範意識を育むため、体験学習や道徳教育・人権教育を推進します。

※ＡＬＴ：Assistant Language Teacher の略で外国語指導助手を意味する。

● 多様な教育課題への取り組み

国際化、情報化などに対応するため、ＡＬＴの配置や英語教育における小学校・中学校との連携強化など、学びの連続性を踏まえた国際理解学習を推進します。また、ＩＣＴ※を積極的に活用し情報教育を推進します。

いじめ・不登校については、アンケート調査などによる未然防止・早期発見に向けた取り組みを推進するとともに、教育専門主事、スクールソーシャルワーカー（学校社会福祉師）、児童･生徒相談員、スクールカウンセラー（臨床心理師）などを配置し、対応を図ります。

● 特別支援教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成し、適切な指導、支援に努めます。また、特別支援教育が円滑に進められるよう、人材の育成及び確保、校内支援体制と関係機関との連携強化を図ります。

※ＩＣＴ：information and communication technology の略で情報通信技術を意味する。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

３　信頼される学校づくり

基本方針

学校運営状況の公開や教職員の育成、安心・安全な教育環境づくりなどを基本に、家庭・地域と連携し、信頼される学校づくりを推進します。

（１）現状と主要課題

- 地域に開かれた学校づくりを進めるため、全学校において教員・地域住民・学識経験者からなる「学校協議会」を設立し、平成 20 年度からは学校評価の取り組みを進めています。
- 子どもの安全を確保するため、学校から保護者への情報メールとして「たんぽぽメール（緊急メール配信システム）」の整備と配信を実施するとともに、地域と協働で「子ども安全見守り活動」を展開しています。
- 学校施設は、老朽化が進んでおり、耐震化及び施設の改修が大きな課題となっています。
- 団塊の世代の退職期が到来しており、今後、大量のベテラン教員が退職するため、指導・技術の伝達など人材育成も課題となります。

（２）主要な取り組み

- **家庭・地域の参画による学校運営**

  それぞれの学校が家庭・地域に対し、説明責任が果たせるよう、運営方針や取り組みの成果などの公表・発信を推進するとともに、学校協議会による学校関係者評価を行い、地域や社会に開かれた信頼される学校運営に取り組みます。

- **教職員の育成・確保**

  経験や職種に応じた教職員研修の実施や校内研究会の開催、府教育センターの学校づくり・授業づくりを支援する「カリキュラム NAVi プラザ」「カリナビ・ブランチ」「学習指導ツール」の活用などを通じて教職員の指導力の向上を図ります。

  また、体罰、セクシャル・ハラスメントなどに関する校内研修を通じて、教職員の服務規律の徹底を図ります。

- **安心・安全な学校づくり**

  子どもたちの安全確保に向け、不審者対応マニュアルの見直しや訓練の実施など防犯対策を推進します。また、子どもたちの登下校時の安全を確保するため、通学路の見守りなどを学校、保護者、地域が協働し取り組みます。

  老朽化に伴う学校施設の修繕・改修や耐震化については、計画的な整備を図ります。

４　青少年の健全育成

基本方針

青少年を地域で育てるという視点に立ち、豊かな心と体を持つ人間として成長するよう、地域、学校、家庭、行政が連携しながら家庭・地域の教育力を高め、多様な社会参加・体験活動の場を提供できる環境を整えます。

（１）現状と主要課題

● 少子高齢化や核家族化、情報化などの進行により、青少年を取り巻く環境は著しく変化し、家庭・地域が育成する教育力の衰退が進んでいます。

● 情報通信機器の進化により、子どもたちの交友関係にも変化が生じており、保護者自身も子どもの実態を把握できていない現状がみられます。

（２）主要な取り組み

● 体験活動の場の提供

青少年が世代を越えた多様な他者との交流と共同体験ができる機会を充実させるため、青少年団体の自立と他団体との協調した活動が行えるよう環境づくりに努めます。

● 青少年健全育成活動

学校や地域、関係機関との連携のもと、街頭補導などの非行防止対策を推進するとともに、積極的に情報を発信し、青少年活動を推進します。

また、教育委員会が提唱する「２×２運動（ツーバイツー運動）※」やこころの再生府民運動などを広く周知し、これらの活動を通じて、家庭・地域の教育力を高めていきます。

※２×２運動：
- あいさつはいつもの２倍の声で！「おはよう。こんにちは。おやすみ。」
- 学校（園）が始まる２時間前に起きて必ず朝食を！
- テレビ・ゲーム機・携帯電話・パソコンは長くても毎日２時間までに！
- 家族と一緒に毎日 20 分以上の読書タイムを！

第３節　地域で学ぶ生涯学習環境の充実

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『民間の学習・スポーツ機関などが協力し、子どもから高齢者まで生涯にわたり、求めに応じて学びや活動することができる幅広い生涯学習環境づくりが進められています。そして、老若男女にかかわりなく、住民一人ひとりが学びを通して得た知識や技術をまちづくり活動に活かしています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

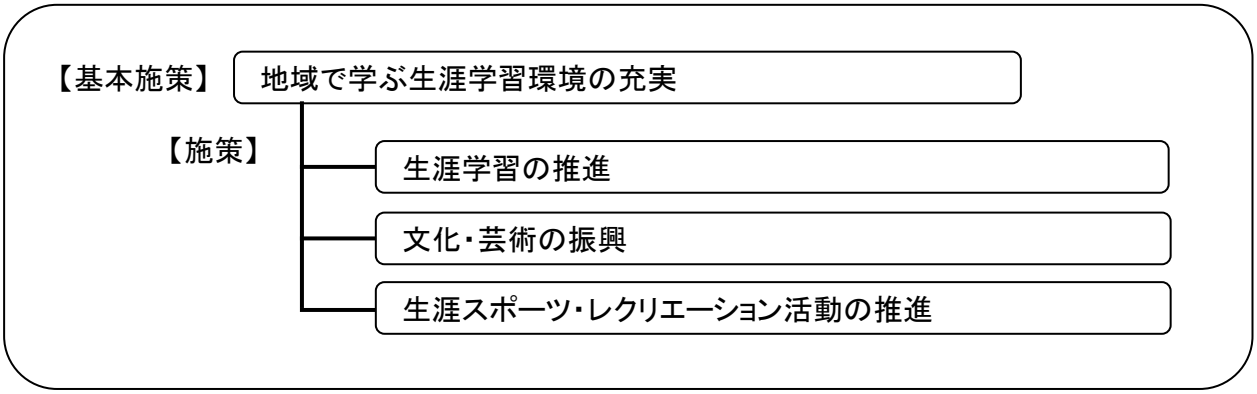

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
地域の歴史や文化が住民に継承されていると思う割合	18.0%	24.0%	30.0%
住民一人当たりの年間図書貸し出し冊数	14.3 冊	15.0 冊	15.0 冊
生涯スポーツ事業の参加者数	631 人	700 人	700 人

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、生涯学習施設や関係団体と連携し、様々な生涯学習メニューを提供できる体制の構築に努めます。またパートナーシップとして住民は、生涯学習で得たものをボランティア活動などにより、社会に還元していくようにしていきます。

■　主に行政は、まちの大切な財産である歴史・文化資源の保全に努めます。またパートナーシップとして住民は、地域の歴史や文化に関心を持ち、次代に引き継げるよう芸術活動や文化交流活動などに参加するようにしていきます。

■　主に行政は、関係機関・事業者などと連携し生涯学習・社会体育施設の維持管理に努めます。またパートナーシップとして住民は、町の生涯学習・社会体育施設を積極的に利用し、まちの貴重な財産の維持に協力していきます。

1　生涯学習の推進

基本方針

住民の自発的な学習を促進するため、学習に関する情報の提供に努めます。
また、住民が様々な学習活動によって得た成果を、まちづくり活動に活かせるよう、仕組みづくりに取り組みます。

（１）現状と主要課題

- 本町では、住民の学習ニーズに対応し生涯学習活動を支援するため、平成 17 年度より公民館団体と社会教育団体等登録を一元化するとともに、登録団体の情報冊子を作成し情報提供体制を整備しています。
- 公民館やユーベルホール、図書館などの社会教育施設において、生涯学習に関する情報の提供を行うとともに、社会教育関係団体等の活動を支援しています。
- 既存施設の維持・管理については施設の老朽化や耐震化対策など、施設の大規模な改修時期に差し掛かっており、財政的な側面も踏まえ効率的な管理運営を行っていくことが課題となっています。
- 団塊の世代の退職期が到来しており、本町においても最も多い人口を占める、55 歳から 65 歳の団塊の世代の方々の地域活動という新たなニーズへの対応が必要となっています。

（２）主要な取り組み

●　生涯学習機会の提供

住民の自発的な学習活動を促進するため、自らの求めに応じた学習に関する情報を得ることができるよう、関係機関、団体と連携を強化するとともに、生涯学習に関する情報提供体制の充実を図ります。

●　学習の成果を活かせる仕組みづくり

住民が学習活動や地域活動、社会活動などを通じて得た学習成果が、まちづくり活動やボランティア活動など様々な地域活動で活かされるよう、仕組みづくりと支援体制の充実に取り組みます。

●　社会教育施設の運営

住民の学習活動の拠点である社会教育施設は、誰もが安心・安全に利用できるよう、施設の維持・管理に努めます。また、より効率的な運営を図るため、民間活力の導入による方策などを検討していきます。

２　文化・芸術の振興

基本方針

住民の自主的な文化活動の振興を図るとともに、住民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、機会の提供に努めます。

また、本町が有する貴重な文化財を保存・管理するとともに、これらを広く町内外の住民に周知するため、関係機関・団体などと連携し活用を図ります。

（１）現状と主要課題

● 本町では個性ある地域文化の醸成を図るため、平成 19 年度より「豊能町展」や「ミュージックフェスタ」を地域住民や社会教育関係団体などと連携し開催しています。

● 公民館講座などとして、石仏めぐりや民話の収集保存・周知のための事業を実施し、地域文化の継承を進めています。

● 歴史・文化資源の保全に努めるとともに、団塊の世代の生きがいづくりに資する多様な活動メニューを提供できる環境を構築するため、歴史・文化活動としての石仏めぐりなどを広くＰＲするとともに、ボランティアガイドの育成などを模索していくことが課題となります。

（２）主要な取り組み

● 文化財の保存・継承

郷土資料館を中心に、文化愛護意識の啓発を推進するとともに、埋蔵文化財などの調査及び保存・管理に努めます。また、町内各所に残る伝統や風習が後世に継承されるよう、学校教育などの活用を図ります。

● 地域の文化財を活用した取り組み推進

本町が有する全国的にも稀な多尊石仏や中世の城郭跡、キリシタン大名高山右近の生誕地などの歴史・文化資源を活用し、ハイキングルートの整備や案内板の設置など、豊能の歴史・文化にふれる文化事業を推進します。

● 文化芸術活動の推進

住民が優れた芸術・文化に親しむことができるよう、地域住民や社会教育関係団体などと連携し、「豊能町展」などの芸術鑑賞型イベント、参加型創造イベントの開催に努めます。

また、各種文化芸術団体に対する活動の場の確保支援、文化団体間のネットワーク化支援、文化活動リーダーの育成を図ります。

３　生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本方針

生涯の各時期にわたって、身近にスポーツ活動ができるよう、社会体育施設の維持・管理や学校施設の開放、各種教室の実施など、環境づくりを進めます。

（１）現状と主要課題

● 本町では、地域スポーツの振興を図るため「体育指導委員会」などと連携し、健康増進と交流を目的とした各種教室の開催や手軽なスポーツの紹介、新たな団体設立に向けた支援などを実施しています。

● 高齢化や団塊の世代の退職期が到来しているなか、今後、地域での活動機会の提供や住民の健康増進などへの問題に対応していくことが必要となっており、団体活動の維持やニーズに即した活動を行うため団体間の連携を図っていくことが課題となります。

（２）主要な取り組み

● 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、住民の誰もが各々の状態や状況、また、求めに応じて「いつでも、どこでも、だれでも、手軽に」スポーツ・レクリエーション活動が行えるよう、気軽に参加できる行事及び教室などの実施に努めます。また、地域における体育・スポーツ関係組織の自立支援に努めるとともに、団体間の連携と協働を推進し、交流事業の促進や活動の活性化を図ります。

● 地域スポーツの振興

身近な地域で、安心・安全にスポーツや運動ができるよう、地域スポーツの振興を図ります。

● 社会体育指導者の育成

町内におけるスポーツ活動の振興を図るため、社会体育指導者の育成と資質の向上に努めます。

第４節　人権尊重のまちづくりの推進

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『住民一人ひとりが、お互いの人権を大切にする意識が高まっており、差別や人権について、「自分とは関係がない」という感覚や態度を示すのではなく、これらの問題に対して住民が適切に行動できるまちになりつつあります。

また、地域活動の場をみても人権を尊重・配慮する振る舞いがみられます。さらに、性別などにかかわらず誰もが希望と能力、努力に応じ様々な分野に参画し、能力を発揮できる環境づくりが進んできています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

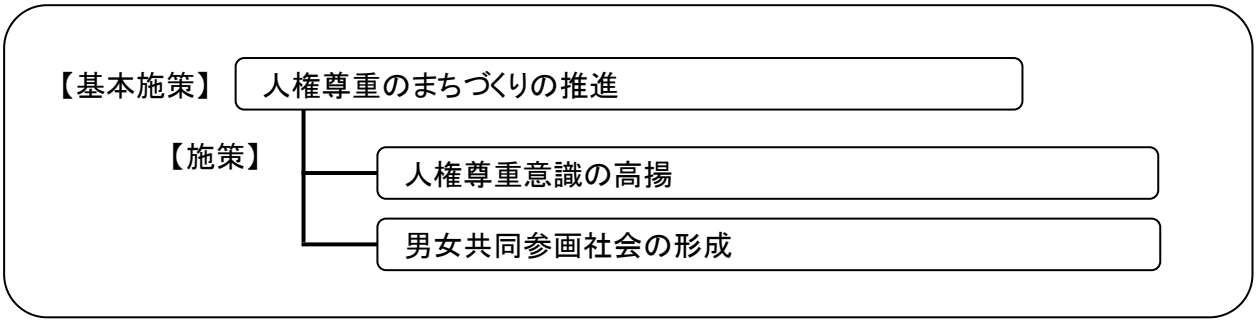

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
人権に関する施策が十分に行われていると思う割合	47.9%	55.0%	65.0%
審議会における女性委員の割合	20.0%	25.0%	30.0%

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、広報を利用し積極的に人権や差別などに関する問題について啓発を行うとともに、関係機関や地域の団体と連携し、人権に関する学習講座や教育の機会の提供に努めます。またパートナーシップとして住民は、学習により人権への理解を深め、人権啓発活動へ積極的に参加していきます。

■　主に行政は、庁内における性別による役割分担意識を積極的に解消するとともに、広報を利用し啓発活動に努めます。またパートナーシップとして住民は、性別にかかわりなく、家庭・地域生活を分担して行うとともに、事業所などにおいても就労の機会と待遇の確保に努めていきます。

１　人権尊重意識の高揚

基本方針

関係機関及び各種団体などと連携し、学校・幼稚園・保育所、家庭、地域、職場など、多様な場や機会を通じた住民への啓発と人権教育を推進するとともに、人権侵害などに関する相談などの充実を図ります。

（１）現状と主要課題

● 本町では、「豊能町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、「豊能町人権行政基本方針」と、その具体的な取り組みを示した「豊能町人権行政推進計画」を策定し、人権意識の高揚を図る施策と人権擁護に資する施策により事業を推進しています。

● 地域においては、「豊能町人権まちづくり協会」と連携し、住民への啓発活動を実施しています。また、子どもの頃から人権尊重の意識を醸成するため、各学校において人権教育に関する年間指導計画を毎年作成するとともに、年１回、全教職員を対象に、人権教育に関する研修を実施しています。

● 人権の課題については、同和問題をはじめ、職場におけるパワーハラスメント※や社会問題化している虐待への対応などがあり、その解決のためには、積極的な取り組みが必要となっています。

（２）主要な取り組み

● 人権教育・啓発の推進

人権問題に関する住民の理解を深めるため、幼稚園・保育所・学校などのライフステージや、家庭、地域、職場などのライフスタイルに応じた教育、学習の場の提供、啓発活動を関係機関や団体と連携し推進します。

また、人権教育・啓発の推進に向け、町職員及び教職員の意識向上に努めます。

● 人権問題に関する救済支援

日常生活において生じる差別や人権侵害から住民の人権を擁護するため、必要に応じて専門機関へつなぐなど、今後、機能の充実を図ります。

※パワーハラスメント：職場における上下関係、雇用形態の違い等により生じる権力差（パワー）を背景にして継続的に人格と尊厳を侵害する言動で、職場環境を悪化させる、あるいは就業不安を与える行為を言う。

２　男女共同参画社会の形成

基本方針

固定的な性別役割分担意識に基づく、社会の慣習・慣行の見直しを様々な機会を通じて図り、住民意識の醸成に努めます。また、関係機関などと連携し、様々な分野において男女がともに参画できる環境づくりを働きかけます。

（１）現状と主要課題

● 男女共同参画社会の形成に向け、平成 17 年 3 月に「豊能町男女共同参画プラン」を策定し、各種フォーラムやセミナーなどの啓発活動を推進しています。

● まちづくりへの女性の参画を促進するため、計画策定時における審議会や委員会への参加の際には、保育ボランティアなどによる託児を実施しています。

● 近年、社会構造の変化や女性の社会進出の進展、男女共同参画意識の高揚により、女性の働く環境への整備は進んできています。しかし、依然として労働条件や待遇には性差が残り、また、仕事と家庭を両立させる体制も十分とは言えず、課題となっています。

（２）主要な取り組み

● 男女共同参画意識の醸成

社会の様々な分野に残る固定的な性別役割分担意識に基づく社会の慣習・慣行の見直しを進めるため、機会をとらえて広報・啓発活動に取り組むとともに、学校、家庭、地域、職場など、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の充実と提供に取り組みます。

● 男女共同参画を保障する環境の整備

家庭、職場、地域など様々な分野において、男女がともに参画できる社会を実現するため、町が率先して政策立案・意思決定の場への女性の参画を促進します。

また、労働条件など働く場における男女の平等と機会均等を図るため、関係機関などと連携し事業主への情報提供・啓発を行います。さらに、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の普及・啓発を図るとともに、その取得促進を働きかけます。

第３章　豊かな自然景観･田園風景が生きるまちづくり

第１節　豊かな環境の保全

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『私たちの住むこの緑豊かなまちには、空気が美味しく清々しさをもたらしてくれる環境があります。このすばらしい環境を今以上に守るため、家庭では、町民一人あたりのごみ排出量が府内平均値を下回っているといったこれまでの実績が継承され、積極的なゴミ・温室効果ガス削減への取り組みがなされています。また、事業者においても法令遵守のもと環境問題への取り組みがなされ、まちぐるみによる取り組みが展開されています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

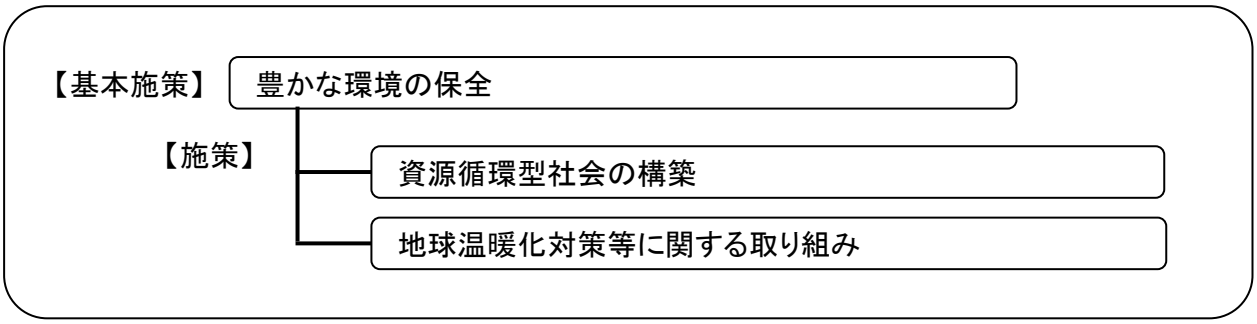

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
ごみの分別がしっかりと守られていると思う割合	83.7%	90.0%	95.0%
住民一人当たりのごみ排出量	780ｇ	750ｇ	750ｇ
本町の事務及び事業活動から発生する温室効果ガスの削減率（平成 17 年度比）	5%	5%	5%

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、関係機関などと連携し、広報や環境教育などを通じて、環境に対する意識の高揚と取り組みを促進するための啓発に努めます。またパートナーシップとして住民は、主に、使い捨て商品の購入を控え、再利用・詰替型商品を選択するなど、ごみの減量・資源化に取り組むようにしていきます。

■　主に行政は、事業者に対して法令遵守と環境問題への取り組み促進に向けた積極的な啓発活動に努めます。またパートナーシップとして住民は、事業者が取り組む環境問題への対策にも関心を持つようにしていきます。

■　主に行政は、環境問題に対するまちぐるみの取り組みを促進するため地域や事業者との連携体制の構築に努めます。またパートナーシップとして住民は、環境保全に関するまちぐるみの活動に参加・協力するようにしていきます。

１　資源循環型社会の構築

基本方針

21 世紀は地球全体で環境問題に取り組む必要があります。とりわけ本町においては、環境への負荷ができるだけ少ない社会になるよう、今後もごみの減量・資源化に取り組むとともに、子どもの頃から省資源・省エネルギー、環境保全への意識づけを行っていきます。また、４Ｒ（リデュース･リユース･リサイクル・リフューズ）※の啓発などを行います。

（１）現状と主要課題

● 平成 12 年６月に「循環型社会形成推進基本法」が策定され、この法律を基本的枠組み法として、個別のリサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など）が次々と制定･改正されました。本町では、平成 17 年３月に「豊能町ごみ減量化計画（第２次)」を策定し、リサイクルの推進に努めています。

● 家庭系ごみの町民一人一日当たりの排出量は、府内平均を上回る値となっており、ごみ減量化計画の目標達成は厳しい状況にあります。今後は、さらなるごみの減量を図るため、新たな施策の導入などを検討していくことが課題となっています。

● 世界的に環境保全への動きが活発化するなか、今後もごみの減量・資源化に取り組むとともに、子どもの頃から省資源・省エネルギー、環境保全への意識づけを行っていくことが課題となります。

（２）主要な取り組み

● ごみの適正な処理と減量･資源化

ごみの減量化街頭キャンペーン・駅前啓発などの活動を実施するとともに、地域住民や各種団体などが実施している「井戸端会議」へ職員を派遣するなど、ごみの適正な処理と減量･資源化に関する継続的な指導を行い、ごみの減量化を図ります。また、ごみ減量化推進員と協働し、様々な啓発活動を実施していきます。

※４Ｒ：環境に配慮するキーワードとして、(1)リデュース（Reduce）減らす (2)リユース（Reuse）繰り返し使う (3)リサイクル（Recycle）再資源化 (4)リフューズ（Refuse）拒否する　のそれぞれ頭文字（Ｒ）をとった言葉。

● 情報提供や啓発等の徹底と環境に配慮した行動の実践

４Ｒの推進に向け、簡易包装、マイバック持参、容器回収などの取り組みが徹底されるよう、情報提供や啓発などを徹底します。また、住民･事業者に対してもグリーン購入を進めるなど、環境に配慮した行動をとるよう意識啓発を図ります。

● 環境教育の推進

循環型社会の構築をめざすうえで、住民意識の高揚が最も重要になります。そのため、町内保育所･幼稚園・小中学校において、若年層からの環境教育の徹底を図ります。

２　地球温暖化対策等に関する取り組み

基本方針

温室効果ガスの削減及び大気汚染への対応は地球温暖化だけでなく、本町が誇るきれいな空気や森林などの環境を守ることにもつながります。そのため、「豊能町地球温暖化対策実行計画」に基づき、関係機関及び地域などと連携し、温室効果ガスの削減、省エネルギー・省資源の取り組みを推進します。また、大阪府と連携し、大気の汚染状況などの把握に努めていきます。

（１）現状と主要課題

● 温室効果ガスを平成 2 年比で平成 32 年までに 25%削減するという国の目標に合わせ、本町では「第２次豊能町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の事務事業にかかる温室効果ガスの削減に取り組んでいます。この計画は、年度ごとの達成状況を踏まえ、随時、見直しを行っています。

● 温室効果ガス排出削減に向け、行政だけでなく、住民･事業者に対しても身近な取り組みを実践する必要があります。

● 工場及び事業場から発生する公害などを監視し、未然に防止することが必要です。

（２）主要な取り組み

● 温室効果ガス削減の取り組み

電気、ガスなどの使用削減や、自動車にかわる公共交通機関の利用促進、また、太陽光や風力、バイオマスなどを活用した石油代替エネルギー（再生可能エネルギー）の導入促進に向けた啓発や山林整備による温室効果ガスの吸収機能の向上など、温室効果ガスの削減に向けた様々な取り組みを各部局と連携を図りながら積極的に行うこととします。

● 立ち入り検査等の実施

大阪府と連携し、大気の汚染状況の把握を行うとともに、工場や事業所への立ち入り検査等を必要に応じて実施していきます。

● 住民･事業者への啓発

町での取り組みを積極的に周知するとともに、住民・事業者に対し情報の提供を行います。また、住民・事業者が行う温室効果ガス削減の取り組みについても支援し、CO2 削減に必要な情報の提供を行います。

第２節　良好な景観の保全

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『里山や田園が織り成す農村景観や市街地の町並みは本町が誇るすばらしいものです。これらを守るため、地域ぐるみによる積極的な景観の保全活動が見られます。また、都市計画については、山林や河川などの自然景観の保全、里山や田園と集落環境との調和、豊かな緑と歩行空間に調和した街路樹整備などが図られ、住民による活動とあわせ、緑に囲まれた豊かな都市景観、田園景観が保全されています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
自然環境にやさしいまちだと思う人の割合	80.6%	85.0%	90.0%
ボランティアによる町内美化活動団体登録数	0 団体	1 団体	2 団体

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、関係機関などと連携し、広報や環境教育などを通じて、環境に対する意識の高揚と取り組みを促進するための啓発に努めます。またパートナーシップとして住民は、ごみのポイ捨てや不法投棄、駐車・駐輪など、まちの景観を害する行動を行わないようにします。

■　主に行政は、景観保全に向けたまちぐるみの取り組みを促進するため地域や事業者との連携体制の構築に努めます。またパートナーシップとして住民は、まちの美化活動や河川の清掃、山林の保全活動などを行うようにしていきます。

1　水と緑の環境保全

基本方針

本町の周囲を取り囲み、まちの貴重な景観を形成している豊かな緑と山並みのほか、盆地に広がる里山や農地、河川などを保全するとともに、環境保全意識の高揚を図るため、自然環境について、学び体験できる機会の創出に努めます。

（１）現状と主要課題

● 平成 22 年度に「豊能町森林整備計画」を策定し、自然景観の背景となっている外周部山地の森林を保全していますが、整備の行き届いていない放置林の対策が必要となっています。

● 本町の山林の約 50%は人工林でありながら、木材流通や人材不足などの問題から保全については追いついていない現状が見受けられるため、山林の保全・管理が課題となっています。

● 北摂山系の豊かな緑と山並み、盆地に広がる里山や農地、河川など、貴重な地域資源である豊かな自然環境を保全するとともに、住民、事業者、行政が連携した水と緑の環境保全活動を行う必要があります。あわせて、幹線道路沿いの街路樹の整備などにより、これらを、まちが誇るすばらしい景観として形成していくことも課題となります。

● 住民の憩いの場として、自然とふれあえる場を提供し続けるため、本町の既存施設の維持管理が今後の課題となっています。

（２）主要な取り組み

● 自然景観の保全

自然景観の背景となっている外周部山地の森林を保全するため、「豊能町森林整備計画」などに基づき、関係機関や団体、ボランティアなどと連携し、計画的に放置林対策に取り組みます。

また、間伐材を有効に活用できるよう支援を行います。

● 水と緑が調和した景観の保全・形成

余野川をはじめとする河川については、周辺の自然景観に配慮した改修・整備を行い、より一層、住民がまちの水環境に親しめるとともに、訪れる人を惹きつける景観形成に努めます。また、河川水質の保全にかかる公共用水域の監視や大阪府と連携して大気の汚染状況などの把握に努め、地域住民などが行うボランティア清掃などへの支援にも努めていきます。

さらに、本町の自然景観・農村景観等に配慮しつつ、幹線道路沿いおける街路樹の整備にも努めます。

● 自然とのふれあいのある場づくり

心に安らぎを与える貴重な地域資源である里山を後世に残すため、環境学習と連携した文化の継承や、日常的に親しめる空間としての里山整備を住民参画の芽を育てながら進めます。また、既に整備が完了している「町民ふれあいの森」や「初谷川自然の森」については、住民が自然とふれあえる場として、町民との協働による維持・管理を進めます。

● 水質検査等の実施

公共用水域の水質検査や工場・事業所等への立ち入り検査を行うことで、地域全体の環境を保全する取り組みを実施します。

● ボランティア清掃等への支援

住民一人ひとりが町の環境保全を意識し、ボランティアによる河川等の清掃を実施していけるよう、その取り組みを支援します。

また、住民との協働による保全活動が行えるよう、「豊能版グラウンドワーク」についても検討していきます。

第４章　元気で暮らせる支え合いのまちづくり

第１節　生涯健康づくりの推進

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『住民の「自分の健康は自分で守る」といった健康づくりに対する意識が高まり、保健福祉施設、社会体育施設では住民の健康づくりに資するメニューが提供され、各年齢に応じて適切な健康づくりに取り組めるまちになっています。また、国民健康保険制度が健全に運営されているほか、広域的な連携などにより、医療サービスも充実しており、子どもから高齢者まで健康に安心して暮らせるまちとなっています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

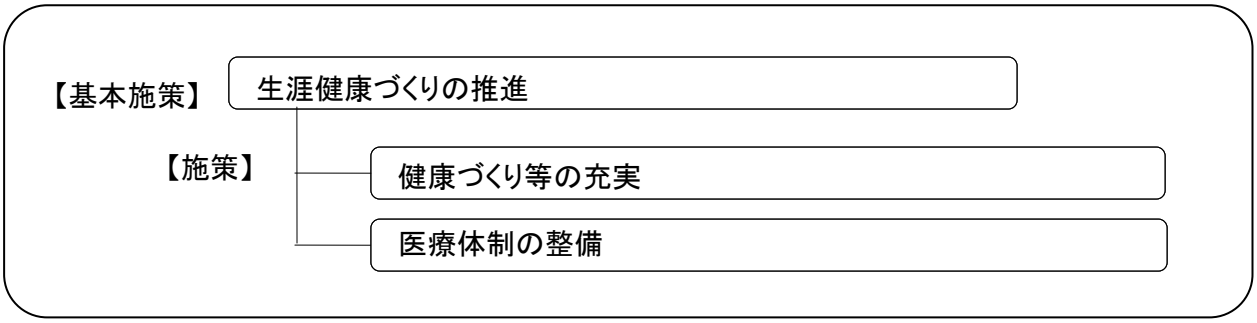

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
特定健診受診率	48.8%	50.0%	55.0%
メタボリックシンドローム※該当者・予備群の数	該当者　376 人 予備群　264 人	370 人 260 人	350 人 250 人

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、健康づくりに関する情報を広く広報するとともに、関係機関・施設などと連携し、健康づくりメニューの提供に努めます。またパートナーシップとして住民は、隣近所などの人にも呼びかけ、各種健診を定期的に受診したり、適切な食習慣や運動習慣など健康づくりを心がけていきます。

■　主に行政は、医療に関する十分な情報を広報するとともに、広域連携による救急医療体制の確保に努めます。またパートナーシップとして住民は、何かあれば相談できるかかりつけ医を持つようにしていきます。

※メタボリックシンドローム：内臓に脂肪が蓄積する肥満（内臓脂肪型肥満）を持ち、さらに高血圧、脂質異常、高血糖のうち、２つ以上の項目が該当している状態。一つひとつが軽症でも、重複すれば動脈硬化の危険が急速に高まる。

1　健康づくり等の充実

基本方針

住民自らの健康づくりの意識を高め、生涯を通じての健康づくりの啓発を行うとともに、各種健診や各種保健サービスの充実を図り、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。また、国民健康保険のより健全な事業運営を図るために、適切な保険税賦課、収納率の向上と対策、医療費の適正化対策及び保健事業などの充実・強化に取り組みます。

（１）現状と主要課題

● 本町では、乳幼児健康診査やがん検診など、各年齢に応じた健診（検診）や健康教育、健康相談などの保健事業を実施しています。

● 高齢化や生活習慣病の増加などに伴い、医療費も増大しているため、医療費の適正化対策及び保健事業などの充実・強化が求められています。

● 保健事業の実施においては、専門職員などの確保が必要となっています。

● 不規則な生活習慣により、生活習慣病へと進む内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や食生活や運動、喫煙などとの関係が深い生活習慣病が増加しています。生活習慣病は、医療費の増大や要介護者の増加などにつながるため、未然防止に取り組む必要があります。

● 長引く経済状況の低迷による保険税収納率の低下を防止するため、収納率向上に向けての対策が必要となります。

（２）主要な取り組み

●　健康づくりに対する意識の向上

食育や運動指導など、個々の実情とニーズに応じた教室や講習会などの充実を図ります。また、生活習慣病の未然防止に取り組む必要があることから、住民の健康づくりの意識の向上に努めます。

●　保健事業の充実

健康教育や健康相談などにより、生活習慣病の一次予防に努めるとともに、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康意識の高揚や健康管理に必要な情報提供に努めます。また、医療機関などの関係機関と連携し、各種健診や健康づくり、疾病予防などの充実を図ります。

●　健康増進対策推進体制の再構築

各法律の変更に基づき、再編が必要な事業については、住民の健康増進の観点から実施体制の再構築を図ります。

●　国民健康保険制度※の健全な運営

国民健康保険制度の相互扶助の原則に基づき、医療費に見合う保険税を確保し、その税の負担についても公平化を図るために応益・応能割合に配慮した保険税率などの見直しを行います。また、保険税負担の公平化を維持していくために収納率の向上をめざします。

国民健康保険財政の健全な運営に努めるとともに、長期的に安定した運営ができるよう医療保険制度改革の実現を、国・府へ積極的に働きかけます。

●　医療費の適正化対策の強化

診療報酬明細書などの内容点検体制を強化し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及・促進を図ります。

●　特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標達成に向け、実施計画に基づいた計画的な施策の推進を図ります。

※国民健康保険制度：国民健康保険法に基づき、被用者保険に加入していない一般国民（自営業者や農業従事者など）を対象に、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とした制度。保険者は市町村（特別区含む）と、同業職種に従事する者（医師、理美容師など）で組織され都道府県知事の認可を受けた法人である国民健康保険組合とがある。

２　医療体制の整備

基本方針

地域住民のニーズに即した医療の提供に向けて、かかりつけ医の普及をはじめ、地域の医療機関や広域的な連携などにより、医療体制の充実を図ります。

（１）現状と主要課題

● 高齢化の進行などに伴う医療需要に対応できる施設・設備の確保をはじめ、地域の医療機関や近隣市町との広域的な連携を視野に入れながら、医療体制の充実を図ることが求められています。

● 少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など、医療に対するニーズは多様化、高度化しています。

● 本町では、近隣市町との広域連携で豊能広域こども急病センターなどの運営を行い、救急医療体制の整備を図っています。

（２）主要な取り組み

● **かかりつけ医の普及・啓発**

一人ひとりが体調に応じて気軽に診察・アドバイスを受けられるよう、様々な機会を通じて、かかりつけ医の普及・啓発に努めます。

● **医療機関等の連携強化**

安心して、住み慣れた身近な地域で生活できるよう、医療機関をはじめ、保健・福祉施設などとの連携強化を図ります。

● **広域的な連携強化による医療体制の充実**

今後も豊能広域こども急病センターの運営や近隣市町との協定による豊能地域救急医療対策を実施することにより、救急傷病者の医療を確保、救急医療体制の充実を図ります。また、住民が必要な時に必要な情報が得られるよう、情報提供の機会を広げていきます。

第２節　安心できる福祉の充実

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『保健福祉施設、特別養護老人ホーム、通所授産施設などの福祉施設や介護サービス・障害福祉サービス提供事業所との連携により、需要に応じたサービス提供がなされています。一方、地域では高齢者や障害のある人の見守りや安否確認などの活動が展開され、地域全体で高齢者や障害のある人を支えられる基盤ができ、住み慣れた地域で安心して生活できるまちになっています。さらに、高齢者や障害のある人がいかなる状態になっても、人としての尊厳を保ち、自己の能力に応じて働いたり、様々な地域活動に参加したりするなど、生きがいを持って生活できるまちとなりつつあります。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

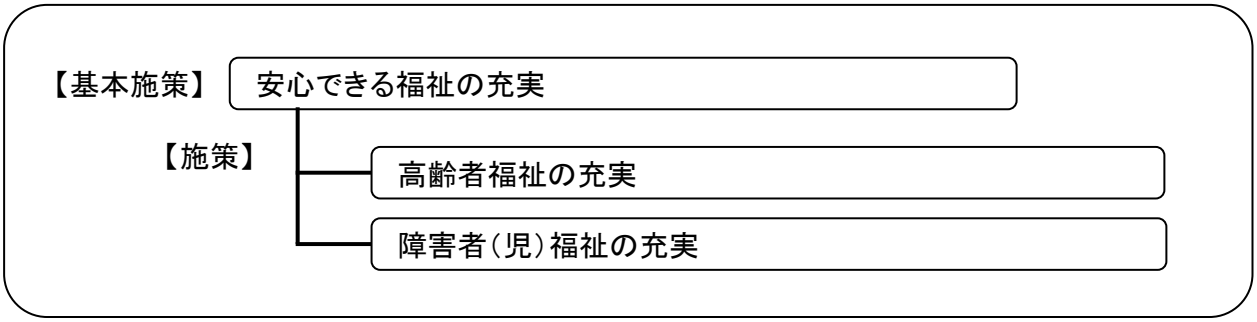

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
高齢者が生きがいを持ち、健康に暮らせる環境だと思う割合	47.7%	55.0%	65.0%
障害者（児）の方が、自立した生活を送り、社会参加しやすい環境だと思う割合	24.3%	35.0%	45.0%

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、高齢者や障害のある人の安全を地域ぐるみで支えることができるよう、関係機関、地域、サービス提供事業所などとの連携体制の構築に努めます。またパートナーシップとして住民は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人やその家庭が孤立しないよう、地域や隣近所での見守りや安否確認などの活動により支え合うようにしていきます。

■　主に行政は、高齢者や障害のある人がその能力に応じて就労や地域活動、生涯学習活動などが行えるよう、関係機関や企業、地域などとの連携体制を構築する。またパートナーシップとして住民は、高齢者や障害のある人が生きがいを持って生活できるよう、地区福祉委員会で実施している「サロン活動」や世代間交流活動など、高齢者や障害のある人も参加できる活動を住民とともに実施していきます。

１　高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者が身近な地域で安心して生活し続けられるよう、高齢者の介護予防や生きがいづくりを進めるとともに、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、介護保険サービスや保健福祉サービスの充実を図ります。

（１）現状と主要課題

● 高齢化の進行に伴い、介護を必要とする人も増加し、介護給付費の増大だけでなく、介護する家族の負担も大きくなっており、介護基盤の整備や高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。

● 高齢化率が年々高まるなかで、地域（在宅）で健康に生活をおくるため、各福祉サービスの質の向上と維持が課題となります。

● 平成 18 年４月には高齢者などへの支援拠点として地域包括支援センターを設置しています。今後は、高齢者の権利擁護や虐待防止など、高齢者支援の中核を担う機能の拡充を図る必要があります。

● 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を進めるため、老人クラブやシルバー人材センターなどと連携した仕組みづくりが必要となっています。

（２）主要な取り組み

● 住み慣れた地域で生活できる環境づくり

身体機能が低下したり認知症になったりしても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の理解をひろげていきます。

● 高齢者が安心できる福祉サービスの充実

「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、質量ともに充実した介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供に努めます。

● 地域包括支援センターの機能拡充

総合相談、権利擁護、高齢者虐待の防止、包括的継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメントなど、高齢者の自立支援の中核を担う地域包括支援センターの機能拡充を図ります。

● 高齢者の生きがい活動の支援

高齢者の生きがいづくりや社会貢献などの社会参加活動を進めるため、老人クラブやシルバー人材センターなどへの支援を今後も行うとともに、その知識、技能、経験などを活かせるよう、関係機関と連携しながら仕組みづくりに努めます。

また、森林保全活動や家庭菜園など、本町の特色を活かした生きがいづくりを支援するため、ニーズに応じた情報提供に努め、関係部署とのつなぎの役割を果たします。

２　障害者（児）福祉の充実

基本方針

障害のある人（児）が身近な地域で、その人に応じた自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の円滑な実施をはじめ、社会参加ができるように移動支援、物理的・精神的なバリアフリー化などの推進を図ります。

（１）現状と主要課題

● 障害のある人の社会参加や障害福祉サービスの充実を図るため、本町では小規模通所授産施設「たんぽぽの家」の運営を行うとともに、精神障害のある人に対し、グループワークを実施しています。

● 障害福祉サービスについては、近隣自治体と連携し、日中活動の場や居住の場を含むサービス提供体制の充実を図ることが必要となっています。

● 障害のある人の地域生活への移行や社会参加を進めるため、地域での様々なサポートが必要となっています。

● 発達障害や精神障害については、より理解を深めるため、さらなる住民への啓発が必要となっています。

● 誰もが住み慣れた地域において、安心・安全に生活できるよう、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのもと、道路交通機関や公共的な施設などのバリアフリー化を進めていくことが必要となっています。

（２）主要な取り組み

●　障害や障害のある人の理解の促進

各関係機関と連携し、発達障害や精神障害をはじめとする障害、また障害のある人の理解を深めます。

●　障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な実施

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な実施を図るため、近隣市町と連携しながら、サービス提供基盤の確保に努め、サービス提供体制を充実します。

●　生活の安定と自立の支援

障害のある人が身近な地域で生活できるよう、地域生活への移行を支援します。

●　障害のある人の社会参加の促進

障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援事業などの充実を図るとともに、道路交通機関や公共施設などのバリアフリー化を進めます。

また、障害のある人の生きがいづくりの観点から関係機関・団体や大阪府等とも連携し本町の特色を活かした仕組みづくりに努めます。

第３節　地域で支え合う温もりのある福祉社会づくり

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『地域では、住民同士の交流の機会や場が持たれ、隣近所で人と情報の結びつきが強くなってきています。そしてこれらの結びつきが活かされ、多くの住民が福祉活動に携わり、みんなで支え合う地域福祉社会が構築されています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

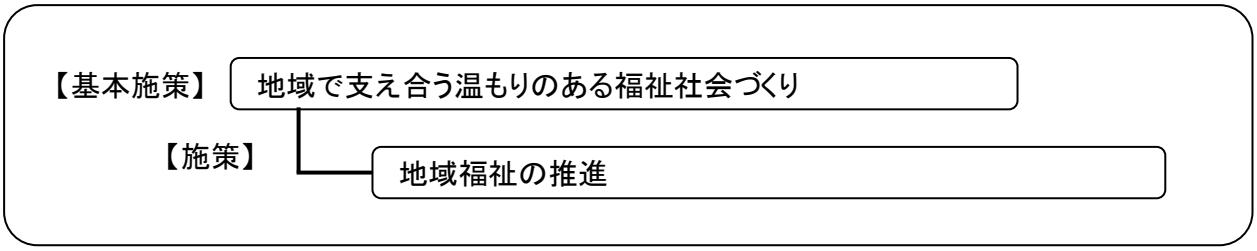

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
登録ボランティアの数	31 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 758 人	36 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 800 人	39 ｸﾞﾙｰﾌﾟ 810 人

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、住民による地域福祉活動が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、情報提供や人材育成などの側面支援に努めます。またパートナーシップとして住民は、住民同志の交流機会を設けるとともに、地域の見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動に協力・参加していきます。

■　主に行政は、高齢者や障害のある人など、災害時に援護を要する人が円滑に避難できるよう、関係機関・団体などと連携し体制づくりに努めます。またパートナーシップとして住民は、隣に住む人を把握するなど、いざというときに助け合える関係をつくっていきます。

■　主に行政は、国民健康保険の健全運営のために、保険税の見直しや医療費の適正化に努めます。またパートナーシップとして住民は、保険税を滞りなく納付するよう心がけるとともに、日頃から健康づくりに取り組んでいきます。

１　地域福祉の推進

基本方針

複雑・多様化する福祉課題や地域課題に対応するため、住民、地域の各種団体、関係機関、行政などが連携しながら、地域で支え合い・助け合える仕組みをつくり、ともに生き、支え合う社会をめざします。

（１）現状と主要課題

● 都市化や核家族化の進行により、地域のつながりが希薄になってきています。

● ひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人が増加するなか、多様な福祉ニーズについて公的な福祉サービスでは対応できないケースも生じており、身近な地域での地域福祉活動の必要性が増しています。

● 本町では、コミュニティーソーシャルワーカー※を配置するとともに、町を６地区に分け、「地区福祉委員会」を立ち上げ、活動への支援を行っています。

● 住民同士の助け合いや支え合いを進めていくうえでは、日常生活における「見守り活動」への支援をはじめ、災害時における要援護者の把握と要援護者マップを作成し、支援を行っています。

（２）主要な取り組み

● 地域福祉意識の向上

住民の福祉に対する理解を深めるとともに福祉活動への参加を促し、地域でともに支え合い・助け合うといった意識を高めます。

● 福祉コミュニティづくりの推進

自治会などの地縁的な組織にとらわれず、地域の課題を地域に暮らす住民が参加・協力して解決していく福祉コミュニティを関係機関・団体等と連携し、住民との合意形成を図りながら構築することに努めます。

※コミュニティーソーシャルワーカー：地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもののことをさす。

● 地域福祉推進体制の充実

住民一人ひとりの自立を地域社会全体で支援するため、「豊能町地域福祉計画」に基づき、身近な地域で福祉課題を把握し、解決する住民福祉活動を基礎としつつ、自助・共助・公助の有機的な結合を図ります。

● 協働による地域福祉活動の推進

ボランティア団体をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会などと協働し、「さりげない見守り活動」の推進や、要援護者の把握と要援護者マップの作成を進めます。

第５章　活力のあるまちづくり

第１節　環境を活かした農林業の振興

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『「なにわの伝統野菜」として府の認定を受けている高山真菜や高山ごぼう、また「大阪エコ農産物」として府の認定を受けている水稲・トマト・高山真菜など、地域の特性を活かした農林産物のブランド化が進み、生産から加工、販売まで一貫性のある体制が構築され、安心・安全を売りとした農林業経営体制へと改善されています。また、農業が持つ豊かな将来性として、娯楽性、教育性、文化性を大事にし、活用することで都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動を提供（農村滞在型）したりしています。これにより、収益性、安定性が確保され、後継者などが育ち、新たな農林業の姿に生まれ変わっています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
認定農業者の数	13 人	18 人	23 人
耕作放棄地面積	23.8ha	20.8ha	18.0ha
農業体験事業参加者数（延べ）	600 人	700 人	800 人
人工造林面積	1,109ha	1,112ha	1,115ha

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、関係機関などと連携し、町内外の住民が農林業にふれあう機会づくり、地元の生産物にふれる機会づくりに努めます。またパートナーシップとして住民は、農業体験交流事業や朝市など、地産地消や地元農林業にかかわる機会に参加するようにしていきます。

■　主に行政は、関係機関などと連携し、地元生産品の販路拡大に向けたＰＲや商品開発に努めます。またパートナーシップとして住民も、口コミやインターネットなどを通じて地元生産品のよさをＰＲするようにしていきます。また、生産者は住民が他に誇ることができる商品を生産・開発に努めていきます。

1　農業の振興

基本方針

農業の活力を維持・向上するため、農産物のブランド化や優良農地の保全、農業生産基盤の整備などによる効率化を図り、農業経営基盤の強化に努めます。

また、農業の後継者不足を解消するため、関係団体と連携を図り、新規就農者を育成します。

さらに、家庭菜園など住民の取り組みを支援し、新たな農地活用を推進します。

（１）現状と主要課題

● 安全安心の農業の推進・ブランド化の取り組みとして、水稲・トマト・高山真菜が「大阪エコ農産物」として府の認定を受けています。また、100 年以上前より生産されてきた固有の野菜である高山真菜と高山ごぼうが「なにわの伝統野菜」として府の認定を受けています。

● 一般町民が参加する交流型事業の実施や地産地消と食育を推進するため、農家の協力を得て学校給食へ地場産の農産物を納入しています。

● 地域農業の持続的発展のために「豊能町農作業受託協議会」が設立され、農作業の受託作業が行われています。

● 高齢化や収入面などの問題から農業従事者が減少しており、農地の荒廃などがみられるのが現状となっており、耕作放棄地の再生を図ることが課題となっています。また、付加価値の高い農産物の生産・開発を支援していくことも必要となっています。さらに、農産物の生産から流通・販売までのシステムを確立し、農産物直売所などの整備が求められています。

● 兼業農家が多くを占める一方で、家庭菜園などに見られるように、生きがいや趣味としての農が広まりを見せるなど、農業のあり方も多様化しており、農業従事者の確保や農地保全の観点からも、こられを活用していくことが求められます。

● 年々、増え続ける有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しています。有害鳥獣の駆除対策を計画的に実施するためには、地域住民が主体的に鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備することが必要です。

（２）主要な取り組み

●　効率的・効果的な農業の振興

地力の向上、ふるさと景観の再生、地産地消の実現、また、農地の流動化の推進などを行政と住民のパートナーシップにより取り組み、耕作放棄地の有効利用を促進します。

また、景観や保水機能など、多面的な活用と環境に配慮した農業振興を図ります。

●　農業生産基盤の整備

現状のほ場整備率は 47%(平成 22 年 3 月末現在)にとどまっており、今後も周辺の地形や自然環境、土地利用に配慮した農業基盤整備を推進します。

●　後継者対策の推進

Ｕ・Ｊ・Ｉターンを推進し、農業人口の確保に努めます。体験農業により、農業に魅力を感じてもらう活動を推進します。関係団体と連携を図り、新規就農者を育成します。

●　他産業との連携

特産品の生産を推進し、販路の拡大など商業との連携を促進します。体験農業により、観光業との連携を推進します。

●　住民への農業の普及

住民が農業への関心を高め、住民も含めた地域ぐるみによる農業の振興に取り組めるよう、農業や菜園等をはじめたい方、行っている方への情報提供や体験型農業活動への支援、直売所の検討など、広く住民が農業にふれることができる環境整備に努めます。

●　食の安全性の確保

減農薬栽培や有機農業を推進し、学校給食での地元農産物の利用拡大をはじめ、地産地消の促進を図り、食の安全・安心の確保やブランド化による付加価値の高い農産物づくりなどに取り組みます。

２　林業の振興

基本方針

森林組合の体質強化を図り、連携を密にしながら、森林の多面的な機能を維持・活用できるよう、適切な管理に努めます。

（１）現状と主要課題

● 森林整備事業（造林、枝打ち、除間伐、下草刈り）と松食い虫防除事業（命令、奨励、保全松林健全化整備事業）を森林所有者と連携して実施し、森林機能の維持に努めています。

● 農業と同様に、林業従事者が高齢化・減少しており、山林の荒廃などがみられるのが現状となっています。

● 放置林対策について適切に進めていくことが課題となっています。

（２）主要な取り組み

● **森林機能の維持・活用**

適切で効果的な森林整備を推進し、治山治水、生態系や自然景観の保全、自然レクリエーションの場の提供など、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図ります。また、放置林対策として、森林組合やボランティアなどとの連携により、教育現場へフィールド提供するなどの可能性を探ります。

● **後継者対策の推進**

森林組合の組織強化を促進し、安定性の確保に努めるとともに、生産から流通・販売のシステムを確立し、後継者の育成を図ります。

● **林業生産基盤の整備**

森林組合と連携して林業施業の協業化を推進し、作業の効率化を図ります。また、林道・作業道の整備を促進し、作業環境の向上に努めます。

第２節　にぎわいを呼ぶ産業の振興

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『地元産品を活かした新たな特産品の開発や「ヤーコン」「真菜漬け」「かあちゃん漬」など、まちの独自性を活かした産業が展開されています。また、新名神高速道路など、交通の利便性が向上し、広域的な交流が増え、妙見山へのハイキングをはじめ、戦国武将高山右近の生誕地、中世の城郭跡や石仏めぐりなどに訪れる人々が増えるとともに、新たな企業誘致が行なわれています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

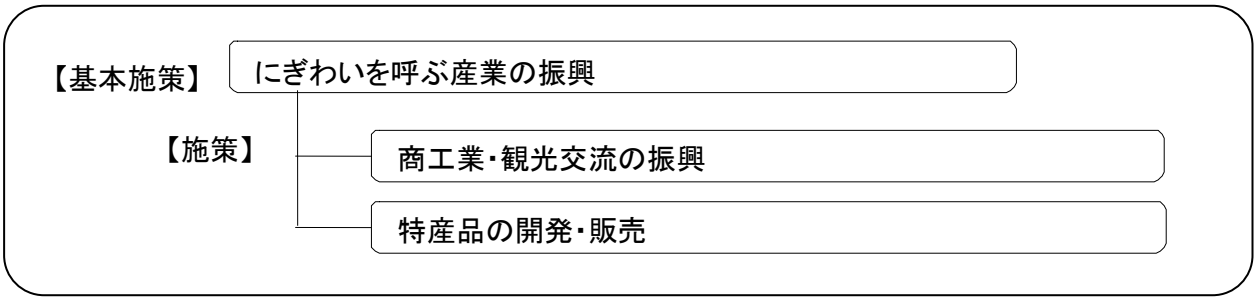

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
「道の駅」の数	0 箇所	0 箇所	1 箇所
特産品を使用した新規商品開発数	0 商品	2 商品	3 商品

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、関係機関と連携し、起業への支援や企業誘致などの産業振興に努めます。またパートナーシップとして住民は、地元産品の購入･消費を心がけていきます。また、地元商店は、朝市やインターネット販売など住民にとって利便性の高い商品販売に努めていきます。

■　主に行政は、関係機関と連携し、観光拠点をめぐるコースの整備や観光ボランティアの育成、観光資源のＰＲなどに努めます。またパートナーシップとして住民は、観光ボランティアなどに参加し、町外の人に豊能のよさを積極的にＰＲしていきます。

１　商工業・観光交流の振興

基本方針

商工会との連携を図りながら、既存の企業の支援を図るとともに、自然景観との調和を図りながら新たな企業誘致を検討します。

観光協会と連携し、観光資源の整備に努めるとともに、イベントの開催や特産品の開発など、集客やＰＲを展開していきます。

（１）現状と主要課題

● 本町の商工業については、商工会への支援を通じて商工業の振興を図っています。また、町民祭は観光協会と連携し、町内産品の販売促進を行っています。

● 豊能町観光協会と連携し、妙見山ハイキングコースなどの整備を行うとともに、南部地区での旧高山小学校の改修を行い、「高山コミュニティセンター」として歴史・文化を伝える拠点としての機能を果たしています。

● 「大阪観光コンベンション協会」を通じてまちの観光ＰＲを行うとともに、「豊能地区広域観光推進協議会」による共同事業の開催及びＰＲを行っています。

● 平成 19 年５月には、「箕面有料道路（箕面グリーンロード)」や「東ときわ台から中止々呂美」間の道路が開通しており、これら新たな交通環境を、産業の活性化に寄与する方策を検討する必要があります。

● 妙見山など豊かな自然を背景にハイキングなどの入り込み客数はあるものの、経済効果に大きく寄与していないという問題が生じています。今後は、妙見口駅周辺の立地を活かした沿道整備が求められています。

（２）主要な取り組み

● 商工業の振興

商工会と連携し、経営相談、指導などに取り組むとともに、商工会への支援を継続的に行ない、既存の商工業の振興を図ります。また、沿道整備ゾーンにおいては、地域の環境や景観を破壊するような開発を抑制しつつ、農業との連携を図りながら、自然環境に配慮した商業活性化のための整備を行います。

● 空き店舗対策の推進

商工会と連携してときわ台駅周辺などの空き店舗や事務所などの情報を発信し、起業しようとしている人への支援を行ないます。

● 産業の活性化に向けた取り組みの促進

箕面有料道路（箕面グリーンロード）の開通や新名神高速道路箕面インターチェンジの完成予定にあわせ、沿道整備ゾーンにおいて、道の駅をはじめ、産業の活性化に向けた取り組み策の検討を行います。

● 農業との連携

豊能町独自の特色と付加価値を持った豊能ブランドの農産物について、販路の確保やＰＲの面で商業との連携を図ります。

また、地場産品を使用した新たな食品・製品開発への支援に努めます。

● 観光の振興

「高山コミュニティセンター」を拠点とした新たな観光事業の展開や町内に点在する中世城郭跡を結ぶ新たな観光コースの設定、さらには観光ボランティアの育成など、観光協会や「豊能地区広域観光推進協議会」、大阪府が進めている「大阪府ミュージアム構想」と連携し、来訪者の増加を図るための魅力づくり、受け入れ体制づくりに努めます。

２　特産品の開発・販売

基本方針

農林業、商工業、観光業などの産業間の連携を強化しながら、新たな特産品の開発をすすめるとともに、現状の特産品についてもさらなる販売や販路の拡大を推進します。

（１）現状と主要課題

● 平成 17 年度より健康野菜「ヤーコン」の栽培を開始し、観光協会が立ち上げた「豊能町ヤーコン倶楽部」が新たな特産品として定着するようＰＲに努めています。

● なにわの伝統野菜とエコ農産物である高山真菜を使った「真菜漬け」、きゅうりを醤油漬けにした「かあちゃん漬」、手作り田舎味噌の「かあちゃん味噌」などの農産加工品が好評です。

● 全国に発信できるような、独自性のある特産品の開発、販路の確保、ＰＲの方法や加工品生産の継続が課題となっています。

（２）主要な取り組み

● **新規開発への支援**

なにわの伝統野菜などを活用した新たな特産品の開発に向けて、従来からの生活改善グループだけではなく、各種団体の協力を得ながら、男性の参加も視野に入れて取り組みます。

● **販売施設の充実**

特産品の販売施設の充実を図るとともに、大型商業施設などへの地元産品コーナーの設置、アンテナショップ※の出店などの検討など、特産品を広く普及させる取り組みを行ないます。

※アンテナショップ：製造・流通業者などが、新製品などを試験的に販売し、消費者の反応を調査して商品開発に役立てることを目的に開設する店舗の意味と、地方自治体が東京・大阪などの繁華街で、地元の特産品などの販売や祭などの情報も流し、大消費地の反応を調査することを目的に開設する店舗の意味がある。

第６章　安全・安心のまちづくり

第１節　安全安心な暮らしの確保

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『住民、行政、関係機関との密接な連携により、災害時における助け合いの意識が高まっており、避難支援や救助体制などの地域防災力が向上するとともに、様々な事件や事故など、住民生活に危機を及ぼす事態に対応するためのネットワークや危機管理体制が整備され、災害や危機に強いまちづくりが進められています。また、防犯対策や交通安全対策が整った安らぎのある生活環境の確保が図られています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

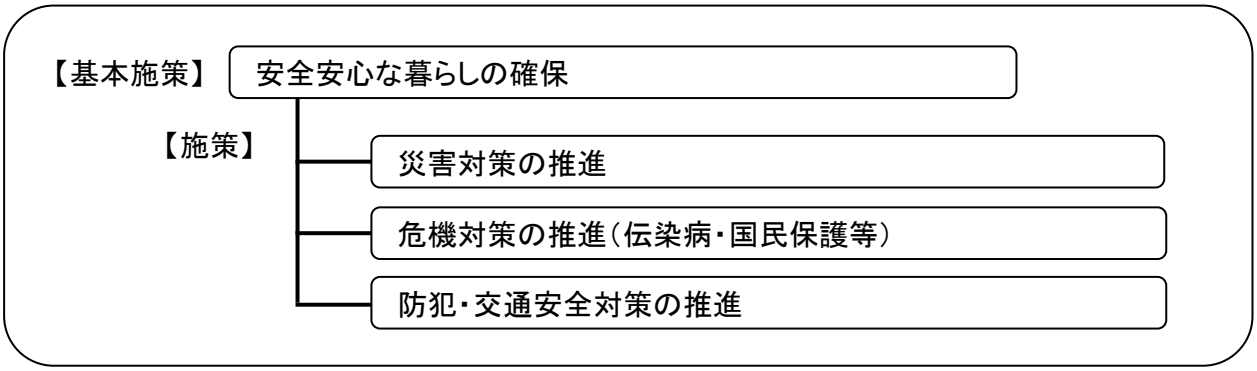

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
自主防災組織率	88.0%	95.0%	100.0%
感染症予防接種接種率	28.0%	35.0%	40.0%
交通安全施設の整備箇所	100 箇所	150 箇所	200 箇所

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、関係機関などと連携し、災害や伝染病など緊急時における体制整備及びこれらに関する十分な情報提供に努めます。またパートナーシップとして住民は、「自らの地域と自らの命は自らが守る」という意識を持ち、緊急時への備えを行ったり、防災・避難訓練などに参加したり、山林や河川の整備に協力したり、町などが発信する感染症に関する情報を得て、感染の予防に取り組んだりしていきます。

■　主に行政は、関係機関などと連携し、パトロールや見回りなどの防犯対策をはじめ、運転手や歩行者などのマナー向上に向けた啓発など、まちの安全対策に努めます。またパートナーシップとして住民は、自分のまちは自分で守るという地域の防犯意識を高め、身近な防犯活動に参加していくとともに、交通ルールやマナーを守っていきます。

1　災害対策の推進

基本方針

様々な自然災害や火災などから住民の生命と財産を守るため、避難所の整備や総合的な防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を進め、地域の防災力の向上に努めます。

また、治山治水事業を推進し、崖崩れなどの土砂災害や河川・水路の氾濫による災害を未然に防止します。

（１）現状と主要課題

● 消防・救急需要の多様化に対応し、機敏で機動力のある体制づくりを進めるとともに、被害を最小限に抑えるための装備や施設の充実が必要です。

● 高齢化や人口の減少などによって、消防団員の確保が困難になりつつあり、自主防災組織の育成とあわせて、地域の防災力の向上を図る必要があります。

● 災害時には、地域住民の自主的な救援・救助活動が重要な役割を果たすことから、地域住民同士の連帯感の醸成や防災意識の高揚を図る必要があります。

また、災害への備えや避難所を記載した「防災マップ」を全世帯へ配布しています。

● 本町は急峻な地形で脆弱な地質なため、時には台風や集中豪雨などにより、土砂災害や浸水被害が発生しています。このため、森林のもつ公益的機能の維持強化を図るとともに、治山治水事業を推進していくことが必要です。

（２）主要な取り組み

● 消防・救急体制の充実

消防・救急無線の整備をはじめ、消防車両、救急救助資機材、消防水利の充実を図るとともに、救急救助隊員の知識・技術の向上や、医療機関との連携による搬送・受入体制の強化を進め、消防・救急救助体制の充実を図り、併せて自主防災組織の育成を図ります。

また、消防庁舎は消防行政や災害活動の拠点となる施設であることから、老朽化が進んでいる消防本部庁舎の建て替えを検討します。

● **災害時救援体制等の整備**

「豊能町地域防災計画」の随時見直しを進め、情報提供体制、道路・河川、避難所整備など、ハード面とソフト面を合わせた総合的な防災体制の充実に努めます。また、地域における防災力を強化するため、消防団員の確保や自主防災組織の活動支援を図ります。さらに、災害時における高齢者や障害のある人などの情報共有のあり方など、災害時要援護者に対する支援策の検討を進めます。

● **防災意識の普及、啓発**

避難場所の確認、公共施設に設置しているＡＥＤ※（自動体外式除細動器）の研修、また、応急手当技術の普及や家庭での備蓄促進など、有事に対する日ごろの心構えや対策についての啓発を進めます。また、防災訓練の実施をはじめ、講演会や講座の開催、民間事業者へのＡＥＤ設置推進などにより、防災意識の普及、啓発に努めます。

● **災害予防の推進**

「豊能町森林整備計画」に基づき、放置林対策、保安林の指定などを行いながら、水源かん養や洪水調節など森林のもつ公益的機能の保全・育成を図ります。また、大阪府と連携し、治山・治水事業を進めるとともに、土砂災害などの危険箇所を把握し、自治会など地域住民との情報共有を図り災害予防に取り組みます。

※ＡＥＤ（自動体外式除細動器）：心室細動（心室の筋肉が不規則に収縮する状態。心筋障害・心筋梗塞などでみられる）を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の働きを取り戻すための救命機器。

２　危機対策の推進（伝染病、国民保護等）

基本方針

感染症や外国からの武力攻撃やテロなど、住民の生活に危機を及ぼす新たな事態に的確に対応できる危機管理体制の確立を図ります。

（１）現状と主要課題

● 国民保護法の施行を受け、外国からの武力攻撃やテロなどが発生した場合に市町村が果たすべき役割を定めた「豊能町国民保護計画」を策定しており、今後、日頃から不測の事態への備えを整える必要があります。

● 新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生が問題になっています。このため、感染の拡大を防ぐための対策が重要となっています。

（２）主要な取り組み

● 危機管理意識の醸成

武力攻撃事態などの有事に対応するため、「豊能町国民保護計画」に基づき、日頃からの備えと、避難実施要領などについての住民への普及、啓発に努めます。

● 感染症等の予防対策の推進

新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生に対応し、予防接種の機会を拡大するなど、予防対策を推進します。

● 感染症等に関する知識の普及・啓発

新たな感染症予防に対応するため、住民への情報提供を積極的に行い、新たな感染症に対する知識の普及、啓発を図ります。

３　防犯・交通安全対策の推進

基本方針

警察や防犯委員会、交通安全協会と連携し、住民の防犯意識、交通安全意識の高揚に努め、地域ぐるみによる安全・安心のまちづくりを進めます。また、防犯施設や交通安全施設の充実を図ります。

（１）現状と主要課題

● 本町では、防犯・交通安全への取り組みとして、毎年、春・秋の地域安全運動と全国交通安全運動実施期間中に防犯委員会などや交通安全協会などと連携し、街頭キャンペーンや合同パトロールを実施しています。また、児童・生徒の登下校時には、ボランティアによる見守りや町職員による青色パトロールを実施しています。

● 地域の連帯意識の希薄化や生活様式の多様化にともない、地域における犯罪の抑止機能が低下しています。一方で、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加や、新たに振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が発生するなど、治安の悪化が社会問題になってきています。このため、町、住民、警察、関係団体などが一体となって安全確保に取り組み、地域ぐるみによる防犯活動の強化を図る必要があります。

● 交通安全対策については、町、住民、各関係機関が連携して交通安全運動や交通安全教育などを行っています。また、街路灯が少ない箇所については、夜中の防犯・交通安全の面から整備を図る必要があります。

（２）主要な取り組み

● **地域防犯活動の推進**

広報紙、ホームページ、パンフレットなどの媒体や講演会などを通じて啓発活動を行い、家庭や地域における防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯委員会・警察・家庭・自治会などが一体となって地域安全運動や空き家なども含めた町内のパトロールを行うなど、地域ぐるみの防犯活動を支援します。

また、地域の防犯活動と連携して危険個所を把握し、防犯対策に努めます。

● 防犯施設の整備

地域における死角を減少し、安全なまちづくりを進めるため、自治会などと連携し、防犯灯などを防犯施設の維持・管理を支援します。

● 交通安全意識の醸成

交通安全協会などと連携しながら交通安全運動を展開し、交通知識・技術やマナーを高め、事故の減少に努めます。また、高齢者をはじめ、幅広い世代を対象に交通安全教育を実施し、交通安全に関する啓発活動を充実します。

● 交通安全施設の整備

道路交通状況などを考慮しながら、信号、横断歩道、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備充実や安全・快適に歩ける歩道の整備を進めます。

第２節　暮らしを支える都市基盤の維持・整備

～ 計画がめざすまちの姿 ～

『本町の魅力である豊かな緑に包まれた環境の中で、住民の誰もが安全、安心に快適な生活を送れるよう、安全性の高い住宅や安全かつ安定した飲み水の提供、生活の利便性を確保する交通網や情報通信網など、生活するにあたって必要となる都市基盤の維持・整備が計画的に進められています。』このようなまちをめざしていきます。

◆施策の体系

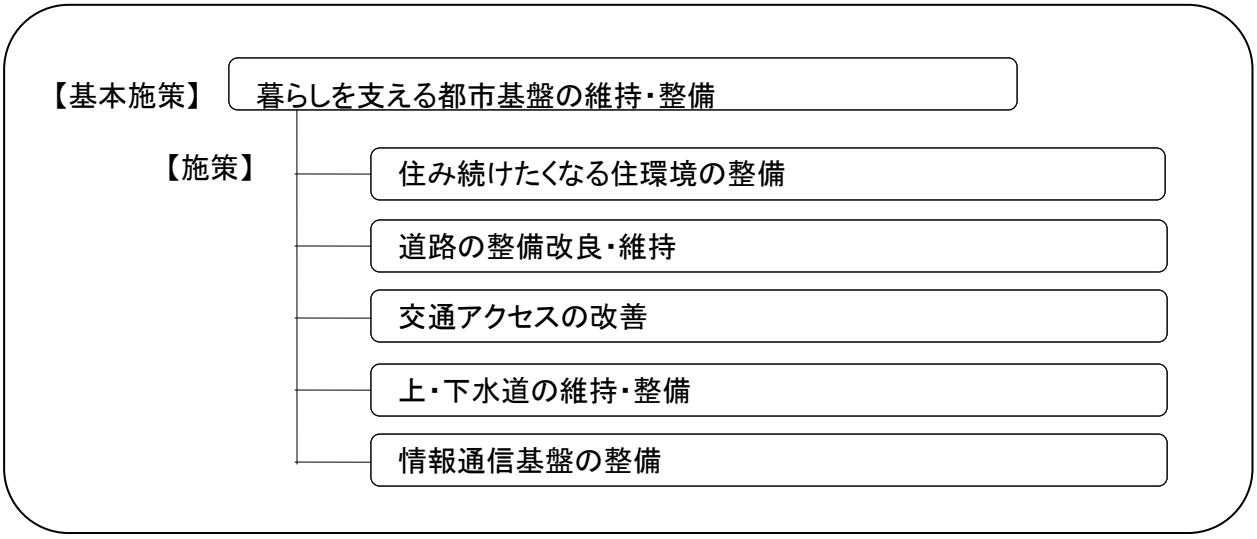

◆目標指標

指標名	現状値	目標値	
	平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
耐震性を満たす住宅の割合	79.0%	85.0%	90.0%
バスや鉄道などの公共交通機関は充実していると思う割合	44.5%	50.0%	55.0%
適正な維持管理による有収水量の増加	92.8%	93.2%	93.4%
不明水対策のための管更生率	8.8%	10.8%	12.5%
公共施設のネットワーク化率	90.0%	95.0%	100.0%

※有収水量：料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量のこと。

※不明水：汚水管に流入する雨水や地下水などのこと。

◆めざすまちの姿を実現するためのパートナーシップ

■　主に行政は、良好なまちなみの保全のため啓発活動に努めます。またパートナーシップとして住民は、住まいを大切にし、良好な住まい・まちなみ保全に取り組んでいきます。

■　主に行政は、計画的に道路などの修繕、改良に努めます。またパートナーシップとして住民は、道路の美化活動への参加や狭小箇所、危険箇所、修繕の必要な箇所について情報提供を行っていきます。

■　主に行政は、関係機関や事業者などと連携し、交通アクセスの維持・改善に努めます。またパートナーシップとして住民は、環境保全にも配慮し、できるだけバスや鉄道といった公共交通機関を利用していきます。

■　主に行政は、関係機関と連携し、上下水道の維持・管理に努めます。またパートナーシップとして住民は、保険料を滞りなく納付するよう心がけていきます。

1　住み続けたくなる住環境の整備

基本方針

大阪都市圏の郊外居住地として、豊かな自然と田園環境及び新しい住宅の調和した魅力ある住環境の整備を進め、緑とうるおいにあふれた「住み続けたい」「住んでみたい」と思われるまちづくりを進めます。

（１）現状と主要課題

● 市街地環境については、建築協定などの締結促進や協定委員との連携により、住民主体の良好な住環境・まちなみ保全を支援しています。今後とも、住民の理解と積極的な参画を得て、美しいまちなみの保全・創出に向けた取り組みを継続して進めていく必要があります。

● 田園地域については、農空間整備に順次取り組むことによって、生活環境の充実が進んでいます。今後、本町の特徴である美しい里山・田園景観を保全していくためには、住民の参画による主体的な保全活動の活発化が求められます。

● 若年層の定住化対策については、空き家情報を収集し、町外へ発信しています。とりわけ、田園地域における若年層の町外流出が顕著なことから、今後とも、町の魅力を積極的にＰＲしながら、各種定住支援策の周知を図り、定住を促進していく必要があります。

● 市街化調整区域内において、無秩序に点在する開発が見られることから、それを抑制するため、開発の必要な個所については、自然と調和するような地区計画ガイドラインを策定することで、魅力ある住環境をしっかりと維持する必要があります。

また、田園環境を活かした交流人口の増加をめざす取り組みが必要です。

● 民間建築物に対しても耐震診断を促進し、住み良く安全なまちづくりを推進する必要があります。

（２）主要な取り組み

●　良好な市街地景観の保全

自然景観と調和した特色ある市街地景観を保全するために、建築協定などの継続的な締結の促進及び協定委員との連携により、街路樹やベンチなどの道路空間も含め、住民主体の良好な住環境・まちなみ保全を支援していきます。

●　交流人口増加への取り組み

良好な田園環境を守るため、住民の積極的な参画を得ながら、美しい里山景観の保全活動を進めます。

また、役場周辺や主要道路沿いなどの必要な個所については、地区計画ガイドラインを定め、自然との調和を図り、地域資源を活かした交流人口増加などへの取り組みを行います。

●　若年者の定住促進

若年層に対して空き家情報を継続的に発信し、併せて教育分野や福祉分野の施策との連携を図りながら、子どもが安全に遊べる環境づくりなどの支援策を充実するなど、子育てしやすいまちづくり、教育の充実したまちづくりを進め、若年者の定住促進に取り組みます。

●　福祉のまちづくりの推進

急速に進む高齢化や障害のある人の生活に対応できるよう、住宅ストックのバリアフリー化をはじめ、高齢期における住み替え、公共施設などのバリアフリー化など、福祉施策との連携を図りながら、高齢者や障害のある人が安心して住み続けられる住環境を整備します。

●　安心できる住まいの確保

民間建築物に対して耐震診断を促進し、安心で住み良いまちづくりを推進します。

２　道路の整備改良・維持

基本方針

町内各地域のネットワークを形成する道路の整備・充実を図るとともに、周辺地域や大阪都心への円滑な連絡を実現する国道、府道の整備や、さらには広域高規格道路の整備を促進します。

（１）現状と主要課題

● 本町の幹線道路は、国道 423 号、国道 477 号及び府道茨木能勢線、余野茨木線、余野車作線、国崎野間口線により形成されています。これらは、本町と周辺市町を連絡し、本町の玄関口ともなるため、街路樹の整備などを含めた美観づくりが課題となります。同時にこれらの道路は生活道路としての役割も果たしており、歩行者などにも配慮した道路環境の向上が必要となっています。

● 東西連絡道路については、東ときわ台から止々呂美間の道路が開通し、東西間の連絡は飛躍的に向上しています。

● 老朽化している橋梁については、安全性の確保から長寿命化の施策が必要となっています。

● 道路整備と併せ、町が実施する各種事業や町を歩いて楽しむための拠点となるような、利便性を備えた駐車場の整備が必要となっています。

（２）主要な取り組み

● **幹線道路の整備**

本町に関連する町内外の国道、府道の整備を促進するとともに、狭小区間の整備充実や歩行者、自転車利用者などが安心して通行できる歩行空間の確保を関係機関に要請し、協力して進めます。また、新名神自動車道の箕面インターチェンジ整備については、今後早期供用開始に向けて、関係機関に要請するなど、広域高規格道路の整備を働きかけていきます。また、国道 477 号のバイパス的な役割を果たす川西市大和団地との幹線道路の計画について、川西市との協議を進めます。

● 拠点となる駐車場の整備

幹線道路の整備と並行して、自家用車でのアクセスがしやすく、移動の利便性を備えた駐車場の整備を促進します。また、駐車場を拠点とした各種事業の実施や商工会、観光協会等と連携を図りながら、にぎわいを創出できるような施策についても検討します。

● 既設橋梁の長寿命化

老朽化している橋梁の計画的な整備により、橋梁の長寿命化を図るとともに、道路と橋梁が集落間のネットワークを形成することから、地域の生活に密着した快適な生活道路網の充実を図ります。また、橋梁・道路の適切な維持・管理を進め、住民との協力による美化や安全確保に努めます。

３　交通アクセスの改善

基本方針

住民の生活利便性を確保するため、バスと鉄道を組み合わせた町全体としての交通体系の再構築を進めます。また、環境負荷の少ない移動手段として、バスや鉄道利用者の増加に向けた取り組みを進めます。

（１）現状と主要課題

● 鉄道については、大阪都心への直通便の運行など、より一層の輸送力増強と利便性向上に向けた要請を行っていますが、今後とも利用者の増加とあわせた取り組みが必要となっています。

● バスについては、阪急バスによる近隣都市にアクセスするルートと町内公共施設を巡回するルートがあり、今後、近隣のターミナルへの延長などさらなる利便性の向上が求められていますが、不採算路線への対応などが課題となっています。

（２）主要な取り組み

● **鉄道アクセスの改善**

妙見口駅前から梅田駅への直通便の運行を鉄道事業者に要請するとともに、住民や観光客の利便性の確保を図りながら、利用者の増加に向けた取り組みを行います。

● **公共交通バスの再構築**

阪急バスの東ときわ台から箕面森町間の路線延長などをはじめとする近隣都市へのアクセスの向上を要請していくとともに、町巡回バスを含む不採算路線や、東部地域における交通アクセスの問題も含め、町全体の交通体系の再構築を検討します。

４　上・下水道の維持・整備

基本方針

耐震化など老朽化した施設の更新を進めることにより、安全で安定した水供給の推進など都市基盤の整備を図ります。

（１）現状と主要課題

● 上水道については、大阪府と連携して府営水道の導入を推進してきましたが、平成 23 年３月には完了する見込みです。今後は、耐震水準に基づく耐震性の確保、老朽化した施設の更新が必要となっています。

● 下水道については、下水道処理区域内においては排水管網の整備がほぼ完了し、水洗化の促進を行っているところです。また、下水道処理区域外においては、合併浄化槽の設置を順次進めています。今後は、下水道施設の耐震化、老朽化した施設の更新が必要となっています。

（２）主要な取り組み

● **水道施設**

水道施設を適切かつ計画的に維持管理するとともに、老朽化した配水・給水施設の順次更新、耐震診断による計画的な耐震化を実施します。また、安定した水道水を供給するため、水道事業の適正な運営を図ります。

● **下水道施設**

下水道区域内については、排水管未整備区間の整備を、下水道区域外については、合併浄化槽の設置を進めていきます。また、下水道施設・設備の適正な維持管理と耐震化、老朽化した施設の計画的な更新を進めていきます。

● **雨水施設**

浸水対策として、調整池や水路の適正な維持管理に努めます。

５　情報通信基盤の整備

基本方針

様々な行政サービスや地域内の交流など、住民のニーズが高い情報化事業を積極的に展開し、日常生活の利便性向上やコミュニティの活性化を図ります。

（１）現状と主要課題

● 本町の地域情報ネットワークの形成については、「豊能町情報化計画」を策定し、庁内ＬＡＮの整備や電算システムの導入を行っており、行政サービスの向上とともに、事務の簡素化、ペーパーレス化を図っています。今後、地方分権が進むなか、行政経営の視点に立った、より高度なＩＣＴ活用に向けた取り組みが求められます。

● 住民との情報共有については、町ホームページを開設し、インターネットを通じて行政サービスや町政に関する内容の提供に努めています。今後、さらなる機能向上を図り、情報を提供するだけでなく、コミュニケーションが可能なツールとして、住民と行政の協働における取り組みなどにも活用していくことが必要です。

● 高齢者が安心して情報通信基盤を活用できるような取り組みが必要です。

（２）主要な取り組み

● 電子自治体への取り組み推進

電子申請や施設予約、電子入札など、電子自治体の構築を検討するとともに、行政事務を見直しながらＩＣＴの活用による行政の高度化、簡素化、効率化を図ります。また、システムの安全対策や情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。

● ＩＣＴ機器の整備

情報通信技術の発達や老朽化に対応し、順次情報通信機器などの整備・更新を行います。

● 町内における情報格差の解消

すべての人にとって簡単で使いやすいＩＣＴの利用をめざして、情報格差の解消に努めます。

おわりに

この計画は、豊能町がめざしていく 10 年後のまちの姿「“人とみどりが輝くまち　とよの”」を見据え、相互に関連しあう６つの分野ごとに、まちづくりの目標、基本方針、そして主要な取り組みについてまとめています。

これからの 10 年間は、地方分権の進展や厳しい財政状況のもとで、豊能町がおかれる状況はますます厳しくなることが予想されます。こうした時代の変化に対応し、地方自治体として生き残っていくためには、限られた財源で最大の効果を生み出す施策を展開する必要があります。そのためには、「選択と集中」によるメリハリのある政策決定や財源の適正配分を行い、目標・成果への達成に向けた効率的で効果的な行財政運営に努めなければなりません。

また、少子高齢化によるライフスタイルの変化や高度情報化の進展などに伴い、住民のニーズはより多様化し、従来の行政手法だけでは、財政的にも人員的にも限界にきており、「地方自治とは何か」を住民と行政が一緒に考え直す必要があります。

本計画では、単に計画期間内（平成 23 年度から平成 32 年度）の目標や施策の方向性を示すものではなく、まちづくりの主役である住民と豊能町が、共にめざそうとするまちの姿と、その実現に向けた真のパートナーシップへの第１歩を踏み出すものとなります。前期基本計画の５年間ではそのための基盤づくりとしてエリアマネジメントを推進し、地域における活動母体の育成・組織化を図るとともに、本町のすばらしい自然景観・田園景観を保全するための「沿道整備ゾーンガイドライン」の策定など、将来像の実現に向けた基盤づくりを進めていきます。

今後、行政評価を視野に入れた本計画の適正な進行管理を行いながら、住民と豊能町が共に“人とみどりが輝くまち　とよの”の実現に向け積極的に取り組んでいきます。